

輸出貿易管理令の運用について

輸出注意事項 62 第 11 号・62 貿局第 322 号

昭和 62 年 11 月 6 日 貿易局

最終改正 輸出注意事項 23 第 23 号・平成 23・11・07 貿局第 1 号

平成 23 年 11 月 14 日 経済産業省貿易経済協力局

○輸出貿易管理令の運用について

(注：「輸出令別表第 1 中解釈を要する語」は、省略。)

輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）及びこれに基づく命令の運用を次のように定め、昭和 62 年 11 月 10 日から実施する。

なお、本件の実施に伴い、昭和 36 年 3 月 28 日付輸出注意事項 36 第 30 号（輸出貿易管理令の運用について）は、昭和 62 年 11 月 9 日限り、廃止する。

(注 1) この通達の主な関係法令は、次のとおりである。

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）

輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。）

輸入貿易管理令（昭和 24 年政令第 414 号。以下「輸入令」という。）

外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号。以下「外為令」という。）

輸出貿易管理規則（昭和 24 年通商産業省令第 64 号。以下「輸出規則」という。）

輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成 3 年通商産業省令第 49 号。以下「貨物等省令」という。）

仮に陸揚げした貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成 18 年経済産業省令第 102 号。以下「仮陸揚げ貨物核兵器等開発省令」という。）

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成 13 年経済産業省令第 249 号。以下「核兵器等開発等省令」という。）

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第六号の規定により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究（平成 13 年経済産業省告示第 761 号。）

輸出貨物が輸出貿易管理令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を

定める省令（平成20年経済産業省令第57号。以下「通常兵器開発等省令」という。）

輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物（平成13年経済産業省告示第758号。以下「告示で定める貨物」という。）

輸出貿易管理令第4条第1項第六号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件（平成12年通商産業省告示第923号。以下「暗号特例告示」という。）

輸出貿易管理令別表第2及び別表第7の規定に基づき貨物を定める省令（平成4年通商産業省令第38号。以下「貨物省令」という。）

仕向国における特許権、意匠権、商標権又は著作権を侵害すべき貨物を指定する告示（平成5年通商産業省告示第124号。以下「工業所有権侵害貨物を指定する告示」という。）

経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物（平成12年通商産業省告示第742号・第746号）

関税法（昭和29年法律第61号）

関税定率法（明治43年法律第54号）

（注2） この通達の1から12までの項の番号は、輸出令の条項の番号と一致している。

（例）	1	第1条
	1-1	第1条第1項
	2-1-1	第2条第1項第一号
	11-0-1	第11条第一号

0 輸出貿易管理の対象

0-1 輸出の貨物の範囲

輸出令における「貨物」とは、貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産をいう。（外為法第6条第1項第十五号参照）

（注1） 「貴金属」とは、金の地金、金の合金の地金、流通していない金貨その他金を主たる材料とする物をいう。（外為法第6条第1項第十号参照）

また「金を主たる材料とする物」とは、金地金を使用する物品であつて、その含有する金の重量、又は価格が当該物品の重量又はFOB価格の2分の1以上のものをいう。（金箔、金粉又は金液を使用した通常の屏風、陶磁器等は、金を主た

る材料とする物としては取り扱わない。)

(注2) 貴金属、支払手段、証券又はその他債権を化体する証書の輸出については、輸出令の対象とはならず、外為法第19条及び外為令第8条の規定の対象となる。

0-2 輸出の時点

輸出の時点は、以下に掲げる場合を除き、貨物を本邦から外国へ向けて送付するために船舶又は航空機に積み込んだ時とする。

(イ) 船舶又は航空機の輸出の場合は、船舶又は航空機を本邦において引き渡した時とし、外国において引き渡すため回航されるものについては、当該回航のため、はじめて、本邦を出発する時とする。ただし、「本邦を出港した船舶であって、出港後に成立した輸出契約に基づき外国において引き渡すこととなった場合（いわゆる「洋上売船」）にあつては当該船舶を外国で引き渡した時とする。

(ロ) 本邦の領海又は公海で採捕した水産物等を直接輸出する場合（いわゆる「洋上輸出」）は、当該貨物を外国に向けて輸送を開始した時（外国に向けて航行する船舶に積み替えられたものについては積み替えた時）とする。

1 輸出の許可

1-0 根拠

輸出令第1条は、外為法第48条第1項及び第2項に基づく規定である。

1-1 輸出の許可

(1) 輸出許可事務の取扱い

外為法第48条第1項の規定による経済産業大臣の輸出許可（輸出許可証の訂正、変更、分割及び再発行を含む。）は、別表第1に定める事務取扱区分により、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）又は経済産業局（経済産業省設置法（平成11年法律第99号）第12条でいう経済産業局（通商事務所を含む。）をいう。以下同じ。）又は沖縄総合事務局（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の商品輸出担当課が行う。ただし、輸出令第11条の規定により税関長に許可の権限が委任されているときは、税関が行う。

(2) 輸出許可申請

(イ) 輸出許可の申請者は、輸出しようとする者本人が原則である。ただし、輸出しようとする者の代理である旨を記載した書面を添付する場合には、代理者が輸出許可の申請をすることができる。

(注) 輸出しようとする者は、およそ貨物の輸出を行おうとする者であり、居住者

であるか非居住者であるかを問わない。また、その輸出貨物について所有権を有する者である必要はないが、自己の判断において輸出しようとする者であることを要する。

本邦以外の地域を仕向地としている貨物で仮に陸揚げしたものを輸出する場合は、「輸出しようとする者」は、仮に陸揚げした貨物を輸出するための手段となる船舶又は航空機を運営する者とする。したがって、船会社や航空会社がこれに該当するが、これが本邦において主体的に運営するものとならない場合には、これに代わり船舶代理店又は船舶オペレーター等であって当該輸出手段を実質的に運営する者がこれに該当する。

(ロ) 輸出許可の申請は、輸出規則第1条第1項第一号に規定している輸出許可申請書による。

なお、輸出許可と併せて輸出令第2条第1項の承認を必要とする場合の申請にあつては、輸出規則第1条第1項第三号に規定している輸出許可・承認申請書により行うものとする。

提出部数は、2通とする。

(ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。

(a) 申請理由書 1通

申請理由書の記載事項（用紙の大きさは、A列4番のこと）

- 1 チェックリスト受理番号
- 2 貨物名（商品名、型番及び等級）
- 3 該当項目（当該貨物が該当する輸出令別表第1の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに省令の条項号等番号）
- 4 その他（例えば、無為替輸出の場合の経緯や積み戻しの有無の説明等）

(注1) 申請理由書の提出は、別表第3に定めるところにより行うものとする。

(注2) 次のいずれかの場合（特に指示する場合はこの限りではない。）に限り、輸出許可申請内容明細書をもって申請理由書とする。ただし、輸出許可証又は輸出許可・承認証の訂正、変更、分割及び再発行をする場合を除く。

- ① 輸出令別表第1の2から3の2までの項の中欄、4の項(1)、(1の2)及び(2)に掲げる貨物
- ② 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であつて、別表第1の別紙の(注6)に定める「へ地域」を仕向地とするもの
- ③ 別表第1の別紙の2の(12)から(14)までに掲げるもの
- ④ 告示で定める貨物及び輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物

であって、輸出令別表第3に掲げる地域並びに輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を仕向地とするもの

- ⑤ 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を仕向地とするもの
- ⑥-1 輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域(輸出令別表第3の2に掲げる地域を除く。)を仕向地として輸出する場合であって、輸出令第4条第1項第三号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第三号ロ若しくはニの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき
- ⑥-2 輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域(輸出令別表第3の2に掲げる地域に限る。)を仕向地として輸出する場合であって、輸出令第4条第1項第三号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき、輸出令第4条第1項第三号ハの規定に基づく通常兵器開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第三号ロ若しくはニの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき
- ⑥-3 輸出令別表第1の16の項(2)に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域(輸出令別表第3の2に掲げる地域を除く。)を仕向地として輸出する場合であって、輸出令第4条第1項第四号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第四号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき
- ⑥-4 輸出令別表第1の16の項(2)に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域(輸出令別表第3の2に掲げる地域に限る。)を仕向地として輸出する場合であって、輸出令第4条第1項第四号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき、輸出令第4条第1項第四号ハの規定に基づく通常兵器開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第四号ロ若しくはニの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき

(注3) チェックリスト受理番号は、輸出しようとする者が、輸出管理内部規程の届出等について(平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号)の規定に基づく輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票が発行されている場合にのみ記載する。

輸出許可申請内容明細書

申請日 年 月 日

* 輸出許可又は承認証番号

申請者（記名押印又は署名）

（住所）

担当者（所属部署名）

（氏名）

（電話番号）（ ） 内線

輸出許可申請の内容について、補足説明を致します。

チェックリスト 受理番号	
-----------------	--

1 輸出しようとしている貨物名等（附属品等を除く。）			
貨物名	別1項番	省令番号	メーカー名
2 輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合			
<input type="checkbox"/> 輸出貿易管理令第4条第1項第三号イ又は第四号イの規定に該当 「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」の次の規定に該当 （ <input type="checkbox"/> 第一号、 <input type="checkbox"/> 第二号、 <input type="checkbox"/> 第三号）			
<input type="checkbox"/> 輸出貿易管理令第4条第1項第三号ロ又は第四号ロの規定に該当 <input type="checkbox"/> 輸出貿易管理令第4条第1項第三号ハ又は第四号ハの規定に該当 <input type="checkbox"/> 輸出貿易管理令第4条第1項第三号ニ又は第四号ニの規定に該当			
3 貨物の輸送ルート（経由地（積替地又は寄港地）を全て記載。） （積出港） （経由地） （最終仕向地及び通関地）			
4 輸入者の名称、所在地及び概略（事業内容、従業員数等。以下同じ。）			
5 需要者の名称、所在地及び概略並びに1で記載した貨物の設置（使用）予定工場等の名称及び所在地			
6 需要の概要（1で記載した貨物の使用目的及び使用方法等）			

- (b) 契約書 1通（許可申請のみの場合には、取引の内容を確認することができる書類をもって契約書に代えることができる。（例えば：注文書等）
- (注1) 契約書は、原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであること。
- (注2) 原本を提出する場合は当該原本の写しを併せて提出するものとし、原本を提出せずに写しを提出する場合は（d）の証明書を併せて提出するものとする。なお、原本については、内容確認の後、申請者に返却する。
- (c) その他の提出書類は、別に定めるところによる。
- (d) （b）の書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書1通（ただし、（b）の書類の原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。この場合、当該原本については、内容確認の後、申請者に返却する。）

年 月 日
証 明 書
経済産業大臣 殿
申請者記名
押印又は署名
住 所
本申請に係る添付書類のうち、以下の書類の写しについては、私（当社）が保有する原本と相違ないことを証明します。
書類名及び書類番号等

- (二) 出許可申請書の記載要領については、別表第3に定めるところによる。
- (ホ) その他、経済産業大臣が必要に応じて上記（ロ）及び（ハ）以外の書類の提出を求める場合には、これを提出することとする。
- (3) 輸出許可証の訂正、変更、分割及び再発行
- (イ) 輸出許可証の訂正又は変更については、別表第4に定めるところにより行うことができる。
- (ロ) 輸出許可証の分割については、別表第5に定めるところにより行うことができる。

(ハ) 輸出許可証の再発行については、別表第6に定めるところにより行うことができる。

(4) 輸出許可の適用除外

次に掲げる場合は、輸出の許可を必要としない。

(イ) 輸出令第4条第1項各号の規定に該当するとき。

(ロ) 輸出令第12条の規定に基づき、経済産業大臣が貨物を輸出しようとするとき。

(ハ) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和27年政令第127号）第10条の規定に該当するとき。

(ニ) 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和29年政令第129号）第3条の規定に該当するとき。

(5) 総価額の取扱い

輸出令第4条第1項に規定している「総価額」は次により取り扱う。

(イ) 価額の全部につき支払手段による決済を要しない貨物の場合は、税関の鑑定価格をいう。

(ロ) 価額の全部又は一部につき支払手段による決済を要する貨物の場合は、当該貨物に係る輸出貨物代金（輸出契約の履行により輸出者が取得する債権の総額（当該輸出者が当該債権の総額から当該輸出契約の履行に直接伴って負担する仲介手数料、代理店手数料、領事査証料、検数料その他の輸出に附帯する手数料の金額（その金額が妥当なものに限る。）を差し引いて受領する場合は、当該金額を差し引いた残額）をいう。

(注) ① 「輸出契約の履行に直接伴って負担する仲介手数料、代理店手数料」は、当該輸出契約の内容に仲介手数料又は代理店手数料を支払うべきことに関する定めがある場合（いわゆるシングル・トランザクションの場合）における当該手数料に限るものとする。

② 「金額が妥当なもの」は、輸出に附帯する手数料の金額が、次に該当する場合とする。

イ 仲介手数料及び代理店手数料については、その合計額が当該輸出貨物代金の10%以内の金額である場合

ロ 仲介手数料及び代理店手数料以外の手数料については、その手数料の合計額が輸出貨物代金の5%以内の金額である場合

ハ 金利に相当するものについては、国際的に通常取引条件と認めら

れる範囲である場合

(6) 総価額への換算

外国通貨をもつて決済される場合の当該外国通貨と円との換算は、別に定める換算率による。(以下この通達において総価額算定の場合における換算は、この換算率による。)

輸出令第4条第1項に規定している総価額の換算については、契約締結日の属する期間の換算率により行う。

(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可

(イ) 輸出令別表第1の解釈

輸出令別表第1の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。なお、輸出令別表第1中、次の表の「輸出令別表第1の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第1(これに基づく貨物等省令を含む)中解釈を要する語」の欄に掲げる語は、「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄に分かれているときは、当該「輸出令別表第1中解釈を要する語」の欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。

ただし、輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物であっても、他の貨物の部分をなしているもの(ただし、輸出令別表第1の8の項に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条において「他の装置に内蔵されたもの」とされている場合を除く。)であって、当該他の貨物の主要な要素となっていない又は当該他の貨物と分離しがたいと判断されるものは、以下の場合を除き、輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱う。

① 輸出令別表第1の1の項(3)若しくは(13)に掲げる貨物、又は、2の項(3)に掲げる貨物であって貨物等省令第1条第三号に該当するもの若しくは4の項(6)に掲げる貨物であって貨物等省令第3条第七号に該当するものが、当該他の貨物に混合されている場合

② ①以外の貨物であって、当該貨物が当該他の貨物に混合されていてその主要な要素となっており、当該他の貨物はその状態で当該貨物の用途に用いることができる場合

(注1) 他の貨物の部分をなしているとは、ある特定の他の貨物の機能の一部を担っており、かつ、当該他の貨物に正当に組み込まれ又は混合された状態をいう。この場合であって、出荷に際し、輸送上の理由等により暫時分離

するものについては、他の貨物の部分をなしているものと判断される。また、他の貨物が機能するために全く必要のないものや、通常の出荷時とは異なる過剰なスペックのものを取り付ける等、正当に組み込まれ又は混合されたものでない場合においては、他の貨物の部分をなしているものと判断されない。

(注2) 他の貨物の主要な要素となっているか否かについては、量、価額などを考慮して判断するものとする。組み込まれ又は混合されている貨物の価額（輸出令別表第1における項の番号の下の括弧レベル毎に貨物を分類し、組込先又は混合先の他の貨物の中に同一の分類となる複数の貨物が含まれる場合には、それらを合計する）が組込先又は混合先の他の貨物の価額の10%を超えない場合、組み込まれ又は混合されている貨物は組込先又は混合先の他の貨物の主要な要素となっていないと判断される。価額は、初期製造時の市場価格を元に判断することを基本とする。

(注3) 電子部品にあつては、半田付けの状態にある場合には、他の貨物と分離しがたいと判断される。

(ロ) 削除

(ハ) 成分表等の発行者

輸出規則第1条第3項の規定に基づき、経済産業大臣が輸出の許可に際して提出を求める成分表又は分析表には試験機関又は研究機関の代表者の署名を必要とするが、この「試験機関又は研究機関」とは、必ずしも大学、官公立研究所等を指すものではなく、企業の附属研究所等でも差し支えない。

(二) 輸出許可

(a) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可は、次の輸出許可基準により行う。

- 1 貨物が実際に需要者に到達するのが確からしいか否か
- 2 申請内容にある需要者が貨物を使用するのが確からしいか否か
- 3 貨物が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある用途に使用されないことが確からしいか否か
- 4 貨物が需要者によって適正に管理されるのが確からしいか否か

(b) 輸出に係る取引の形態等により、(a)の輸出許可基準の一部を適用せず、又は外為法第67条第1項の規定に基づき、据付確認報告、積み戻しその他必要な条件を付して輸出許可することがある。

(c) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二

号イからホまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙の(注3)の②に定める「はの②地域」及び③に定める「はの③地域」以外の地域(イランを除く。)を仕向地とするものについては、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の規定により、輸出の許可を行わない。

(d) 貨物等省令第2条第1項第二号イ若しくはロ又は第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙の(注3)の②に定める「はの②地域」、③に定める「はの③地域」又はイランを仕向地とするもの(医療又は診断を目的として、貨物等省令第2条第1項第二号イに該当する貨物であって数量が5ミリグラム以下のもののみを、輸出する場合を除く。)については、当該輸出の50日前までに経済産業省に許可申請を行うことを必要とする。

(e) 包括輸出許可に係る輸出許可基準は、別に定めるところによる。

(8) 輸出令別表該当非該当の判定

税関は輸出されようとする貨物が輸出令別1貨物に該当するか否かについて疑義を生じた場合には経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課又は輸出令別2貨物に該当するか否かについて疑義を生じた場合には経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課若しくは農水産室に当該貨物の該当非該当について判定を依頼することができる。

税関は経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課又は貿易審査課若しくは農水産室からの判定結果の通知によって該当非該当の確認を行うものとする。

2 輸出の承認

2-0 根拠

輸出令第2条は、外為法第48条第3項に基づく規定である。

2-1 輸出の承認

(1) 輸出承認事務の取扱い

輸出令第2条第1項の規定による経済産業大臣の輸出承認(輸出承認証の訂正、変更、分割及び再発行を含む。)は、別表第2に定める事務取扱区分により、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課若しくは農水産室(以下「貿易審査課若しくは農水産室」という。)、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。ただし、輸出令第11条の規定により税関長に承認の権限が委任されているときは、税関が行う。

(2) 輸出承認申請

(イ) 輸出承認の申請者は、輸出しようとする者本人が原則である。ただし、輸出し

ようとする者の代理である旨を記載した書面を添付する場合には、代理者が輸出承認の申請をすることができる。

(ロ) 輸出承認の申請は、輸出規則第1条第1項第2号に規定している輸出承認申請書による。

なお、輸出承認と併せて外為法第48条第1項の許可を必要とする場合の申請にあっては、これらを輸出規則第1条第1項第3号に規定している輸出許可・承認申請書により行うものとする。

提出部数は2通、その他別に定める品目別輸出承認基準等による場合はその通数とする。

(ハ) 別表第2の1の項の中欄に掲げる貨物の輸出承認申請は、上記(ロ)によるほか輸出規則第1条第4項に定める輸出確認書2通を提出しなければならない。

(ニ) 輸出承認申請書の添付書類は、次のとおりとする。ただし、別に定める品目別輸出承認基準等による場合は、その基準等に定めるところによる。

(a) 申請理由書 1通

申請理由書の記載事項（用紙の大きさは、A列4番のこと）

- 1 買主名及び住所
- 2 貨物名（商品名、型番及び等級）
- 3 数量及び金額
- 4 該当項目（当該貨物が該当する輸出令別表第2の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに省令の条項号等番号）
- 5 その他（例えば、無為替輸出の場合の経緯や積み戻しの有無の説明等）

(b) 契約書の写し 1通（取引の内容を確認することができる書類をもって契約書に代えることができる。）

(ホ) 輸出承認申請者の記載要領については、別表第3に定めるところによる。

(3) 輸出承認証の訂正、変更、分割及び再発行

(イ) 輸出承認証の訂正又は変更については、別表第4に定めるところにより行うことができる。

(ロ) 輸出承認証の分割については、別表第5に定めるところにより行うことができる。

(ハ) 輸出承認証の再発行については、別表第6に定めるところにより行うことができる。

(4) 輸出確認書（キンバリー・プロセス証明書）の再発行については、別表第7に

定めるところにより行うことができる

(5) 輸出承認の適用除外

次に掲げる場合には、輸出の承認を必要としない。

- (イ) 輸出令第2条の規定に該当する場合において、輸出令第4条第2項各号の規定に該当するとき。
- (ロ) 輸出令第2条第1項第1号の規定に該当する場合において、輸出令第4条第3項の貨物を輸出しようとするとき。
- (ハ) 輸出令第2条第1項第2号の規定に該当する場合において、輸出令第4条第4項の貨物を輸出しようとするとき。
- (ニ) 輸出令第14条の規定に基づき、経済産業大臣が貨物を輸出しようとするとき。
- (ホ) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和27年政令第127号）第9条の規定に該当するとき。
- (ヘ) 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和29年政令第129号）第3条の規定に該当するとき。

(6) 総価額の取扱い

輸出令第4条第2項から第4項までに規定している「総価額」は1-1の(5)に準じて取り扱う。

(7) 総価額への換算

1-1の(6)に準じて取り扱う。

2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認

- (1) 北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出については、(2)から(4)までの規定にかかわらず、原則として輸出の承認を行わない。

- (2) 輸出数量等規制物資の輸出承認

輸出数量等規制物資（対象貨物及び規制事由等は、次に掲げるとおりである。）

の輸出承認は、原則として、別に定める品目別輸出承認基準により行う。

なお、輸出令第2条第2項に掲げる貨物については、輸出承認に際して農林水産大臣の同意を必要とする。

- (イ) 国内需要確保のための輸出規制物資

輸出令別表第2の20、28、29、31から33まで及び35の項の中欄に

掲げる貨物である。これら貨物の輸出は、国内需要確保に支障がない範囲内で承認を行う。

なお、輸出令別表第2の19及び30の項の中欄に掲げる貨物は、原則として承認しない。

(ロ) 輸出急増防止、過当競争防止又は仕向地における輸入制限の防止のための輸出規制物資

輸出令別表第2の25の項の中欄に掲げる貨物であって、同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出である。当該貨物の輸出については、輸出急増防止、過当競争防止又は仕向地における輸入制限の防止のための支障のない範囲内で承認を行う。

(3) 国際協定等による規制物資

輸出令別表第2の1、20（使用済燃料並びに核燃料物質及び核原料物質で廃棄しようとするものに限る。）、21、21の2、21の3、34から36までの項の中欄に掲げる貨物であって、同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出である。

これらの貨物の輸出は、それぞれの国際協定等により認められる範囲内で、承認を行うものとし、原則として、別に定める品目別承認基準等により行う。

なお、輸出令別表第2の20（使用済燃料並びに核燃料物質及び核原料物質で廃棄しようとするものに限る。）及び21の項に掲げる貨物は原則として承認しない。

(注1) 輸出令別表第2の35の項の中欄に掲げる貨物は、国内需給確保のための規制対象にもなっている。

(注2) 輸出令別表第2の1の項の中欄に掲げる貨物はダイヤモンド原石の国際認証制度（キンバリー・プロセス証明制度）に基づく規制である。

(注3) 輸出令別表第2の20（使用済燃料並びに核燃料物質及び核原料物質で廃棄しようとするものに限る。）及び21の項の中欄に掲げる貨物は使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に基づく規制、21の2の項の中欄に掲げる貨物は国際原子力機関が策定した放射性同位元素の輸出入に関するガイダンスに基づく規制、21の3の項の中欄に掲げる貨物は国際的な麻薬等の原材料に対する規制に基づく規制、34の項の中欄に掲げる貨物は衛生規制、35の項の中欄に掲げる貨物はオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に基づく規制、35の2の項の中欄に掲げる貨物は有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等に基づく規制、35の3の項の中欄に掲げる貨物は残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく規制及び

国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約並びに36の項の中欄に掲げる貨物はワシントン条約に基づく規制である。

(注4) 輸出令別表第2の35の2の項(2)に掲げる貨物の輸出承認は、輸出令第2条第3項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による輸出の確認を受けている場合に限り、輸出の承認を行う。

(4) 輸出禁制物資等の輸出承認

輸出禁制物資等(輸出令別表第2の37から45までの項の中欄に掲げる貨物をいう。)の取扱いは、次により行う。

(イ) 輸出令別表第2の37の項の中欄に掲げる貨物のうち特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の固体及びその器官並びにこれらの加工品(以下「個体等」という。)については原則として輸出の承認は行わない。ただし、学術研究用等であつて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令第3条第1項各号に定める要件を満たす場合に限り輸出の承認を行うことがある。また、国際希少野生動植物種の個体等については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第12条第1項の規定に違反して譲渡等されたものでないこと並びに学術研究用等であること及び種の保存に支障を及ぼさないことが確認できる場合に限り承認することがある。

(ロ) 輸出令別表第2の38の項の中欄に掲げる貨物については、原則として輸出の承認を行わない。ただし、学術研究用又は有害鳥獣駆除用の場合は、輸出の承認を行うことがある。

(ハ) 輸出令別表第2の39から41までの項の中欄に掲げる貨物(風俗を害するおそれがある書籍、図画等)の輸出承認権限は、輸出令第11条第1号の規定により税関長が行使するが、これに該当する貨物については、輸出の承認を行わない。

ただし、仮に陸揚げした貨物であつて、当該貨物を輸出した国又は領域に対し積み戻しをしようとする場合は、輸出の承認を行うことがある。

(ニ) 輸出令別表第2の42の項の中欄に掲げる貨物(麻薬等)の輸出承認権限は、(ハ)と同様に税関長が行使するが、輸出令第2条第3項の規定により、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法又は覚せい剤取締法による輸出の許可がある場合又は向精神薬輸出業者の第2種及び第3種向精神薬(特定向精神薬を除く。)の輸出にあつては、免許証の写しを確認した場合に限り、輸出の承認を行う。

ただし、厚生労働大臣が麻薬等を輸出する場合は、厚生労働大臣の輸出である旨の厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長が発行する証明書を確認して輸出の承認を行う。

- (ホ) 輸出令別表第2の43の項の中欄に掲げる貨物（国宝等）の輸出承認権限は、輸出令第11条第1号括弧書の経済産業大臣が告示で定めるものを除いて（ハ）と同様に税関長が行使するが、輸出令第2条第3項の規定により、文化財保護法による輸出許可がある場合に限り、輸出の承認を行う。

なお、輸出令第11条第1号括弧書の経済産業大臣が告示で定めるものについては（3）又は（4）（イ）の取扱いに加え、輸出令第2条第3項の規定により、文化財保護法による輸出許可がある場合に限り、経済産業大臣が輸出の承認を行う。

- (ヘ) 輸出令別表第2の44の項の中欄に掲げる貨物については、「工業所有権侵害貨物を指定する告示」により指定しており、これに該当する貨物については、輸出の承認を行わない。ただし、特許権者、意匠権者、商標権者又は著作権者からの当該貨物の輸出を認める旨の保証書等がある場合は、輸出の承認を行うことがある。

- (ト) 輸出令別表第2の45の項の中欄に掲げる貨物の輸出は、別に定める基準により行う。

(5) 輸出令別表第2の解釈

輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の（イ）から（ハ）までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。

- (イ) 包装用として使用されているもの
- (ロ) 他の貨物の部分をなしているもの（貨物の主体が他の貨物である場合に限り、）であって、当該貨物と分離しがたい状態にあり、かつ、その状態において主たる貨物の用途以外の用途に用いることができないもの
- (ハ) 他の貨物を主体とするセットもの一部となっているものであって、当該

貨物とともに梱包又は包装されたもの

輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	
28	魚粉及び魚かす	魚又は魚のあら（頭、骨、尾、ひれ又は内臓をいう。）を蒸煮し、圧搾し、乾燥させたもの（骨、尾又はひれのみを原料とするものにあつては、圧搾していないものを含む。）を魚かすといい、魚かすを粉碎したものを魚粉という。 肝臓油かす及びフィッシュ・ソリュブルを除く。	
29	配合飼料	輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和62年大蔵省告示第94号）に規定する輸出統計品目表（以下「輸出統計品目表」という。）第23.09項に属する飼料用に供する種類の調製品のうち、牛、馬、豚、鶏その他これらと同じ飼料を給与される動物又は魚類の栄養に供することが可能なものであつて、麦類、ふすま、とうもろこし、大豆、大豆油かす、こうりゃん、脱脂粉乳、魚粉、魚かす、米ぬか又は麦ぬかを含む2種類以上の原料（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項に規定する飼料添加物を除く。）を混合させて製造されたものをいう。 輸出統計品目表第2309.10号に属する貨物を除く。	
32	せん、かば及びならの丸太	パルプ材及び割り材を含む。	
33	うなぎの稚魚	一尾の体重が13グラム以下のものをいう。	
35	附属書Aに掲げる物質	グループIに属するクロロペンタフルオロエタン（フロン115）、ジクロロジフルオロメタン（フロン12）、ジクロロテトラフルオロエタン（フロン114）、トリクロロトリフルオロエタン（フロン113）又はトリクロロトリフルオロメタン（フロン11）並びにこ	

		<p>れらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ポンベ、缶等の容器に入っているものをいう。</p>
		<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① エアゾール缶の噴射剤として用いられているもの ② 冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置及び冷凍・冷蔵プラントの冷媒として用いられているもの ③ 空調装置、冷却装置及びヒートポンプ等の冷媒又は熱媒体として用いられているもの ④ 発泡製品及びその原料に含まれているもの
		<p>グループⅡに属するブロモクロロジフルオロメタン（ハロン1211）、ジブロモテトラフルオロエタン（ハロン2402）又はブロモトリフルオロメタン（ハロン1301）並びにこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ポンベ、缶等の容器に入っているものをいう。</p>
		<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消火器の中に消火剤として入っているもの ② 消火装置に消火剤を送る目的で接続されているポンベ又はタンク等の容器の中に消化剤として入っているもの
<p>附属書Bに掲げる物質</p>		<p>グループⅠに属するクロロトリフルオロメタン（フロン13）、クロロヘプタフルオロプロパン（フロン217）、ジクロロヘキサフルオロプロパン（フロン216）、テトラクロロジフルオロエタン（フ</p>

		<p>ロン112)、テトラクロロテトラフルオロプロパン (フロン214)、トリクロロペンタフルオロプロパン (フロン215)、ヘキサクロロジフルオロプロパン (フロン212) 、ヘプタクロロフルオロプロパン (フロン211)、ペンタクロロトリフルオロプロパン (フロン213) 若しくはペンタクロロフルオロエタン (フロン111) 、グループⅡに属する四塩化炭素又はグループⅢに属する1, 1, 1-トリクロロエタン (メチルクロロホルム) 及びこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。</p>
		<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① エアゾール缶の噴射剤として用いられているもの ② 冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置及び冷凍・冷蔵プラントの冷媒として用いられているもの ③ 空調装置、冷却装置及びヒートポンプ等の冷媒又は熱媒体として用いられているもの ④ 発泡製品及びその原料に含まれているもの
<p>附属書Cのグループ I に属する物質</p>		<p>ジクロロフルオロメタン (HCFC-21)、クロロジフルオロメタン (HCFC-22)、クロロフルオロメタン (HCFC-31)、テトラクロロフルオロエタン (HCFC-121)、トリクロロジフルオロエタン (HCFC-122)、ジクロロトリフルオロエタン、(HCFC-123)、2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン (HCFC-123)、クロロテトラフルオロエタン (HCFC-124)、2クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン (HCFC-124)、トリクロロフルオロエタン (HCFC-131)、ジクロロジフルオロエタン (HCFC-132)、クロロトリフルオロエタン (HCFC-133)、ジクロロフルオロエタン (HCFC-141)、1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC-141 b)、</p>

クロロジフルオロエタン (HCFC-142)、1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン (HCFC-142 b)、クロロフルオロエタン (HCFC-151)、ヘキサクロロフルオロプロパン (HCFC-221)、ペンタクロロジフルオロプロパン (HCFC-222)、テトラクロロトリフルオロプロパン (HCFC-223)、トリクロロテトラフルオロプロパン (HCFC-224)、ジクロロペンタフルオロプロパン (HCFC-225)、3, 3-ジクロロ-1, 1, 1, 2, 2,-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225ca)、1, 3-ジクロロ-1, 1, 2, 2, 3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225cb)、クロロヘキサフルオロプロパン (HCFC-226)、ペンタクロロフルオロプロパン (HCFC-231)、テトラクロロジフルオロプロパン (HCFC-232)、トリクロロトリフルオロプロパン (HCFC-233)、ジクロロテトラフルオロプロパン (HCFC-234)、クロロペンタフルオロプロパン (HCFC-235)、テトラクロロフルオロプロパン (HCFC-241)、トリクロロジフルオロプロパン (HCFC-242)、ジクロロトリフルオロプロパン (HCFC-243)、クロロテトラフルオロプロパン (HCFC-244)、トリクロロフルオロプロパン (HCFC-251)、ジクロロジフルオロプロパン (HCFC-252)、クロロトリフルオロプロパン (HCFC-253)、ジクロロフルオロプロパン (HCFC-261)、クロロジフルオロプロパン (HCFC-262)、クロロフルオロプロパン (HCFC-271) 並びにこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。

次のいずれかに該当するものを除く。

- ① エアゾール缶の噴射剤として用いられているもの
- ② 冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置及び冷凍・冷蔵プラントの冷媒として用いられているもの
- ③ 空調装置、冷却装置及びヒートポンプ等の冷媒又は熱媒体として用いられているもの

		もの ④ 発泡製品及びその原料に含まれているもの
附属書CのグループIIに属する物質	ジブロモフルオロメタン、ブロモジフルオロメタン、ブロモフルオロメタン、テトラブロモフルオロエタン、トリブロモジフルオロエタン、ジブロモトリフルオロエタン、ブロモテトラフルオロエタン、トリブロモフルオロエタン、ジブロモジフルオロエタン、ブロモトリフルオロエタン、ジブロモフルオロエタン、ブロモジフルオロエタン、ブロモフルオロエタン、ヘキサブロモフルオロプロパン、ペンタブロモジフルオロプロパン、テトラブロモトリフルオロプロパン、トリブロモテトラフルオロプロパン、ジブロモペンタフルオロプロパン、ブロモヘキサフルオロプロパン、ペンタブロモフルオロプロパン、テトラブロモジフルオロプロパン、トリブロモトリフルオロプロパン、ジブロモテトラフルオロプロパン、ブロモペンタフルオロプロパン、テトラブロモフルオロプロパン、トリブロモジフルオロプロパン、ジブロモトリフルオロプロパン、ブロモテトラフルオロプロパン、トリブロモフルオロプロパン、ジブロモジフルオロプロパン、ブロモトリフルオロプロパン、ジブロモフルオロプロパン、ブロモジフルオロプロパン又はブロモフルオロプロパン並びにこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。	次のいずれかに該当するものを除く。 ① 消火器の中に消火剤として入っているもの ② 消火装置に消火剤を送る目的で接続されているボンベ又はタンク等の容器の中に消火剤として入っているもの
附属書CのグループIII	ブロモクロロメタン及びこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものを	

<p>に属する物質</p>	<p>いう。</p>	<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>① 消火器の中の消化剤として入っているもの</p> <p>② 消火装置に消火剤を送る目的で接続されているボンベ又はタンク等の容器の中に消火剤として入っているもの</p>
<p>附属書Eに掲げる物質</p>	<p>附属書Eに掲げる臭化メチル及び当該物質が含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。</p>	

<p>35の3</p>	<p>附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質</p>	<p>2・4・5-T、2・4・5-T塩及び2・4・5-Tのエステル化合物、アラクロール、アルドリン、アルジカルブ、ビナパクリル、カプタホール、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) 及びジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) 塩 (アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等)、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1・2-ジブromoエタン (EDB)、エンドスルファン、1・2-ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロアセトアミド、HCH (異性体混合物)、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、リンデン、水銀及び水銀化合物 (無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)、モノクロトホス、パラチオン、ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物、トキサフェン、トリブチルスズ化合物 (ビス (トリブチルスズ) =オキシド、トリブチルスズ=フルオリド、トリブチルスズ=メタクリラート、トリブチルスズ=ベンゾエート、トリブチルスズ=クロリド、トリブチルスズ=リノリエート、トリブチルスズ=ナフテナートを含む全て)、ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤、メタミドホス、ホスファミドン、メチルパラチオン、石綿 (アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト)、ポリ臭化ビフェニル (PBB)、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT)、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス (2・3-ジブromoプロピル) =ホスファート並びにこれらを含む混合物又は製剤</p>
	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和48年法律第117号) 第2条第2項に</p>	<p>ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン (塩素数が3以上のものに限る。)、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル (クロルデン類)、ビス (トリブチルスズ) =オキシド、N, N' -ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン、2,4,6-トリ-ターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサク</p>

<p>規定する第一種特定化学物質</p>	<p>ロブター-1,3-ジエン、2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-ターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファ-ヘキサクロロシクロヘキサン、ベータ-ヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマー-ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサブromobifenil、テトラブromodifenilエーテル、ペンタブromodifenilエーテル、ヘキサブromodifenilエーテル、ヘプタブromodifenilエーテル並びにこれらを含む混合物又は製剤</p>
	<p>ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、ペンタクロロベンゼン、アルファ-ヘキサクロロシクロヘキサン、ベータ-ヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマー-ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬を含む。</p>
	<p>ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、PFOS又はその塩、ペンタクロロベンゼン、アルファ-ヘキサクロロシクロヘキサン、ベータ-ヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマー-ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている薬事法（昭和35</p>

<p>年法律第145号) 第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品又は同条第4項に規定する医療機器を含む。</p>	
<p>ポリ塩化ビフェニルが使用されている以下の製品を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 潤滑油、切削油及び作動油 ② 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料 ③ 塗料（水系塗料を除く。）、印刷用インキ及び感圧複写紙 ④ 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器 ⑤ 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー ⑥ エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ 	
<p>アルドリン又はDDTが使用されている以下の製品を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ② 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。） 	
<p>ディルドリンが使用されている以下の製品を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ② 塗料（防腐用、防虫用又は 	

<p>かび防止用のものに限る。)</p> <p>③ 羊毛 (脂付き羊毛を除く。)</p>	
<p>クロルデン類が使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① 木材用の防腐剤及び防虫剤</p> <p>② 木材用の接着剤</p> <p>③ 塗料 (防腐用又は防虫用のものに限る。)</p> <p>④ 防腐木材及び防虫木材</p> <p>⑤ 防腐合板及び防虫合板</p>	
<p>マイレックスが使用されている木材用の防虫剤を含む。</p>	
<p>P F O S 又はその塩が使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① 航空機用の作動油</p> <p>② 糸を紡ぐために使用する油剤</p> <p>③ 金属の加工に使用するエッチング剤</p> <p>④ 半導体 (無線機器が 3メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体を除く。)の製造に使用するエッチング剤</p> <p>⑤ メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤</p> <p>⑥ 半導体の製造に使用する反射防止剤</p> <p>⑦ 研磨剤</p> <p>⑧ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</p>	

		<p>⑨ 防虫剤（しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。）</p> <p>⑩ 印画紙</p> <p>⑪ エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が3メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）</p> <p>⑫ 半導体用のレジスト</p> <p>⑬ 業務用写真フィルム</p>	
		<p>テトラブロモジフェニルエーテルが使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① 塗料</p> <p>② 接着剤</p>	
		<p>ペンタブロモジフェニルエーテルが使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① 塗料</p> <p>② 接着剤</p>	
38	かすみ網	はり網の棚糸を有するものをいう。	
40	反 乱	外国政府に対する反乱を含む。	
43	重要美術品	旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年法律第43号）の第2条第1項の規定により認定されたもの又はこれと同等以上の価値を有するものをいう。	

(6) 成分表等の発行者

成分表等の発行者は、1-1の(7)の(ハ)に準じて取り扱う。

2-1-1の2 北朝鮮を仕向地とする貨物に関する輸出の承認

輸出令第2条第1項第1号の2に規定する北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出については、原則として輸出の承認を行わない。

2-1-2 委託加工貿易に関する輸出の承認

輸出令第2条第1項第二号の規定に係る貨物の輸出については、国内産業等に著しい影響を与えない範囲内で承認を行う。

なお、輸出令第2条第1項第二号に該当する「委託加工貿易契約」とは次の要件を備えているものをいう。

(1) 外国にある者に外国での加工を委託し、かつ、製品を本邦に輸入する契約に基づき原材料を輸出するもの。

(2) 委託する加工の内容が、革、毛皮、皮革製品（毛皮製品を含む。以下同じ。）及びこれらの半製品の製造であって、かつ、輸出する原材料が皮革（原毛皮及び毛皮を含む。）及び皮革製品の半製品であるもの。

(注1) 上記の要件を満たすものは、加工原材料の輸出及び製品の輸入を有償で行っても本号の対象となる。

(注2) 上記の要件を満たすものであっても、関税暫定措置法第8条第1項に基づく関税暫定措置法施行令第22条に定める税関長の確認を受ける場合は、本号の対象とならない。

(注3) 加工原材料の一部を受託者が供給した場合の代金は、加工賃の一部として取り扱う。

2-2 農林水産大臣の同意

輸出令第2条第2項に規定する貨物の輸出承認に対する同意の取扱いは、次による。

(1) 包括同意

(イ) 輸出令別表第2中、次に掲げる貨物の輸出承認に対しては、農林水産大臣の包括同意が得られている。

31の項 からまつの種子

(ロ) 輸出令別表第2中、次に掲げる貨物の輸出承認に対しては、あらかじめ、農林水産大臣に対して包括同意を求めることができる。

28の項中 ふすま、魚粉及び魚かす

29の項 配合飼料

32の項 せん、かば及びならの丸太（そま角及び最小横断面における丸身が30パーセント以上の製材を含む。）

33の項 うなぎの稚魚

(ハ) 価額の全部につき支払手段による決済を要しない貨物及び保税地域から積み戻す貨物の輸出承認に対しては、農林水産大臣の包括同意が得られている。

(2) 個別同意

包括同意の行われていない貨物の輸出承認に対する同意は、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室から農林水産省大臣官房国際部貿易関税課へ申請ごとに求めなければならない。

3 削除

4 特例

4-1 外為法第48条第1項の規定は、輸出令第4条第1項各号に掲げる場合には、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に係る場合を除き適用されない。

4-1-1 輸出令第4条第1項第一号の解釈は次に定めるところにより行う。

(1) 「仮に陸揚げした貨物」とは、関税法第21条に規定されている仮陸揚貨物及び同法第30条各号の規定に該当する貨物のほか、外国から積載されてきた貨物であって、指定保税地域に搬入されているもの又は保税蔵置場に搬入されているもののうち同法第43条の3第1項の規定に基づき税関長による蔵入承認を受けずに蔵置されているものをいう。

(2) 「次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき」とは、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地とする輸出については、輸出令第4条第1項第一号イの規定に基づく仮陸揚げ貨物核兵器等開発省令に該当せず、かつ、輸出令第4条第1項第一号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けなければ輸出特例になる（外為法第48条第1項の規定の適用はない）というもの。

(3) 輸出令第4条第1項第一号イの解釈

「軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置」は「化学兵器又は生物兵器」を意味する。「これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機」には大量破壊兵器を運搬する専用のロケット又は無人航空機はもとより、大量破壊兵器を運搬することができる汎用のロケット又は無人航空機も含まれる。

「経済産業省令で定めるとき」とは、仮陸揚げ貨物核兵器等開発省令で定めるものをいう。

(4) 輸出令第4条第1項第一号ロの解釈

「通知を受けたとき」は、0-2でいう「輸出の時点」までに、経済産業大臣の許可の申請をすべき旨の「通知」が輸出者に到達した場合に、本規定に該当することと

なる。

4-1-2 輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱い

輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。

(1) 輸出令第4条第1項第二号のイについては、次により取り扱う。

(イ) 「外国貿易船又は航空機」とは、本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機をいう。

(ロ) 「船用品又は航空機用品」とは、原則として、船舶又は航空機において使用する貨物で、燃料、飲食物その他の消耗品及び帆布、綱、じゅう器その他これらに類するもの「関税法第2条第九号の「船用品」又は第十号の「機用品」の範囲と同様」のほか、船舶又は航空機に積み込まれる修繕部品、計器類、機械の予備品等を含むものとして取り扱う。

(ハ) 本邦と外国との間を往来する外国籍船舶又は外国籍航空機の修理改装のため使用する資材等の取扱いは、使用される修理改装の内容が新装に等しい大修理又は大改装である場合は、通常の輸出とし、大修理又は大改装でない時は、「船用品」又は「機用品」として取り扱う。

(注) 外国航空会社が本邦と外国との間を往来する外国籍航空機を本邦において修繕又はその部品の取替等のため、外国にある当該会社の本社等から送付を受け、保税地域にこれらの修繕品又は部品等を蔵置しておき、修繕等に使用するものの取扱いは、関税定率法の免税規定を適用するため、輸入申告を行った上で積み込む場合においても、輸出令上は「機用品」に該当するものとして取り扱う。

(2) 輸出令第4条第1項第二号のロについては、次により取り扱う。

(イ) 「航空機の発着又は航行を安全にするために使用される機上装備用の機械及び器具並びにこれらの部分品」とは、関税定率法施行令第22条第二号及び同条第三号に掲げる貨物のうち、機上装備用のものに係るものと同様の範囲のものとする。

(ロ) 「修理を要するもの」とは、当該貨物が不良のものであって、修理又は取替えのために輸出するものをいい、原則として、当該貨物を製造した者又は当該製造者の指定する者に輸出する場合に限る。

(3) 輸出令第4条第1項第二号のハに規定するものは、国際連合の特権及び免除に関する条約に基づき禁止又は制限が免除される国連広報センター、国連難民高等弁務官東京事務所、ユニセフ東京事務所、国連開発計画東京事務所、国連地域開発センター、アジア・太平洋統計研究所及び国連アジア極東犯罪防止研究所がそれらの公用のために輸出する貨物、専門機関の特権及び免除に関する条約に基づき禁止又は制限が免除される国連工業開発機関、ILO東京支局、世界銀行東京事務所及び国際金融公庫極東事務所がそれらの公用のために輸出する貨物、国連大学本部に関する国際連合と日

本国との間の協定に基づき禁止又は制限が免除される国連大学がその公用のために輸出する貨物、日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定に基づき禁止又は制限が免除されるOECD広報局直屬東京公報センターがその公用のために輸出する貨物、アジア生産性機構の特権及び免除に関する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定に基づき禁止又は制限が免除されるアジア生産性機構が公用のために輸出する貨物、国際原子力機関の特権及び免除に関する協定に基づき禁止又は制限が免除される国際原子力機関がその公用のために輸出する貨物並びに化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づき禁止又は制限が免除される化学兵器の禁止のための機関がその公用のために輸出する貨物をいう。

- (4) 輸出令第4条第1項第二号のニに規定する「その他これに準ずる施設」とは、OECD代表部、商務官事務所、貿易官事務所等を言う。ただし、法第48条第1項の趣旨に照らし、名誉領事官等は含まれない。
- (5) 輸出令第4条第1項第二号のホ及びヘに規定する貨物は、輸出令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。
- (イ) 同告示第一号1に規定する「本邦から輸出された貨物であつて、本邦において修理された後再輸出するもの」とは、本邦から輸出した貨物を本邦において修理するために輸入し、修理完了後当該貨物の本邦への輸出者に再輸出するものであつて、修理した貨物が本邦から輸出したときの仕様から変更のないものをいい、修理には1対1の交換を含むものとする。
- なお、当該修理が無償か有償かを問わないものとする。
- (ロ) 同告示第一号2に規定する「映画撮影用の機械器具」とは、撮影機、録音装置、照明器具等の映画撮影用の機械及び器具（映画撮影に使用するトラックを含む。）をいう。
- (ハ) 同告示第一号3に規定する「返送」とは、本邦において開催された博覧会等に外国から出品するため貨物を本邦に向けて輸出した者に対して、博覧会等の終了後その貨物を無償で輸出することをいう。
- (ニ) 同告示第一号5に規定する「通関手帳により輸出するもの」とは、ATA条約に基づき外国の通関手帳発給団体により発給された通関手帳により輸出するものをいう。
- (ホ) 同告示第二号6に掲げる国際間海底ケーブルの障害復旧及び障害防止のために輸出する復旧機材並びに修理船及びケーブル陸揚局で用いる機器類であつて、当該障害復旧作業及び障害防止作業の終了後本邦に輸入されるべき貨物の範囲は、次による。

- (a) 「復旧機材」とは、次の貨物をいう。
- (i) ケーブル探査・埋設用無人潜水艇（操縦設備、揚降設備及び操縦索を含む。）及びこれらの附属装置
 - (ii) ケーブル探線機、埋設機（動作監視装置及び曳行索を含む。）及びこれらの附属装置
 - (iii) ケーブル探査用センサー（検出監視装置、曳行索を含む。）及びこれらの附属装置
- (b) 「機器類」とは、次の貨物をいう。
- (i) 伝送端局装置及びその附属装置
 - (ii) 伝送特性測定装置及びその附属装置
 - (iii) 連絡用通信機器及びその附属装置
- (へ) 同告示第一号 6 から 8 までに規定する「一時的に入国して出国する者」とは、輸入令別表第 2 に掲げる「一時的に入国する者」が出国する場合をいう。
- (ト) 同告示第二号 7 から 9 までに規定する「一時的に出国する者」とは、外国における滞在期間が家族を伴っている場合は、1 年未満、その他の場合は、2 年未満の予定で出国する者（一時的に入国して出国する者及び船舶又は航空機の乗組員を除く。）をいう。
- (チ) 同告示第一号 6 から 8 まで及び第二号 7 から 9 までに規定する「税関に申告の上別送する」貨物は、後送については出国した者が出国した日から原則として 6 月以内に輸出するものについて認めるものとし、前送については出国者の旅券等により必ず出国することが確認できる場合に限る。
- なお、本人が別送の申告をしない場合であっても、出国の事実及び出国者の所有に係るものであることが確認できる場合は、代理人が申告をして輸出することができる。

4-1-3 輸出令第 4 条第 1 項第三号の解釈

輸出令第 4 条第 1 項第三号の解釈は、次に定めるところにより行う。

「次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき」とは、輸出令別表第 3 の 2 に掲げる地域を仕向地とする輸出については、輸出令第 4 条第 1 項第三号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定、同号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理、同号ハの規定に基づく通常兵器開発等省令の規定、同号ニの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理のすべてに該当しなければ輸出特例になる（外為法第 4 8 条第 1 項の規定の適用はない）というもの。

輸出令別表第 3 及び第 3 の 2 以外の地域を仕向地とする輸出については、輸出令第 4 条第 1 項第三号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定、同号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理、同号ニの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理のすべてに該当しなければ輸出特例になる（外為

法第48条第1項の規定の適用はない) というもの。

- (1) 輸出令第4条第1項第三号ロの解釈
「通知を受けたとき」は、4-1-1(4)と同じ。
- (2) 輸出令第4条第1項第三号ニの解釈
「通知を受けたとき」は4-1-1(4)と同じ。

4-1-4 輸出令第4条第1項第四号の解釈

輸出令第4条第1項第四号の解釈は、次に定めるところにより行う。

「次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき」とは、輸出令別表第3の2に掲げる地域を仕向地とする輸出については、輸出令第4条第1項第四号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定、同号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理、同号ハの規定に基づく通常兵器開発等省令の規定、同号ニの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理のすべてに該当しなければ輸出特例になる(外為法第48条第1項の規定の適用はない) というもの。

輸出令別表第3及び第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地とする輸出については、輸出令第4条第1項第四号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当せず、かつ、輸出令第4条第1項第四号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けなければ輸出特例になる(外為法第48条第1項の規定の適用はない) というもの。

- (1) 輸出令第4条第1項第四号ロの解釈
「通知を受けたとき」は4-1-1(4)と同じ。
- (2) 輸出令第4条第1項第四号ニの解釈
「通知を受けたとき」は4-1-1(4)と同じ。

4-1-5 輸出令第4条第1項第五号の解釈

輸出令第4条第1項第五号の「総価額」として積算すべき貨物の範囲は、輸出令別表第1の各項の中欄のうち括弧毎の貨物とし、輸出令第4条第1項第五号に規定された条件は各々の総価額ごとに判断する。ただし、積算すべき貨物の範囲に輸出令別表第3の3に掲げる貨物とそれ以外の貨物が混在する場合にあっては、輸出令別表第3の3に掲げる貨物の積算額及びそれ以外の貨物の積算額を各々の総価額とする。

4-2 輸出令第2条の規定は、同令第4条第2項各号に掲げる場合には、同令別表第2の35の3の項(1)及び(6)並びに37から45までの項の中欄に掲げる貨物(同表の35の3の項(1)及び(6)に掲げる貨物にあっては経済産業大臣が告示で定めるものに限り、同表の42の項の中欄に掲げる貨物にあっては向精神薬であって麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第50条の11第二号の規定に該当する者が輸出するものを除く。)に係る場合を除き適用されない。

4-2-1 仮陸揚貨物の解釈

輸出令第4条第2項第一号に規定されている「仮に陸揚した貨物」とは、4-1-1に

準じて取り扱う。

4-2-2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い

輸出令別表第5に掲げる貨物の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。

ただし、別表第2の1、36の項の中欄に掲げる貨物は輸出特例とはならない。

- (1) 輸出令別表第5第一号に規定する無償の救じゅつ品とは、外国の公共的機関（国若しくはその行政区域である公共団体その他本邦の公共的機関と同様の機関をいう。）並びに国際連合、国際赤十字、その他国際機関に対して、救じゅつのために無償に輸出される医薬品、食糧、衣料その他の生活必需物資であって、その送付が国連決議等の我が国の国際約束に背馳しないものをいう。
- (2) 輸出令別表第5第二号に規定する無償の商品見本は、次に掲げるものであって、無償で輸出されるものをいう。ただし、輸出令別表第2の35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって、同項下欄に掲げる地域を仕向地とするもの並びに北朝鮮を仕向地とする貨物は輸出特例とはならない。

なお、商品見本を展示するための器具については、展示のために必要と認められる限度において、便宜商品見本に含まれるものとして取り扱って差し支えない。

(イ) 真正見本（ボナファイド・サンプル）

(ロ) 真正見本以外のもので本邦の製造業者若しくは輸出

業者が「商品の注文をとるために」又は外国の製造業者若しくは輸入業者が「再生産の試品とするために」使用することを目的とするものであり、かつ、「商品見本、非売品」のレッテルをはっているもの又はそれ以上の表示があるもの

- (3) 輸出令別表第5第二号に規定する無償の宣伝用物品は、次に掲げるものであって、無償で輸出されるものをいう。ただし、輸出令別表第2の35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって、同項下欄に掲げる地域を仕向地とするもの並びに北朝鮮を仕向地とする貨物は輸出特例とはならない。

(イ) 宣伝用印刷物（映画の予告編（トレーラー）・PR用映画、スチール写真、カレンダー、日記帳等を含む。）

(ロ) 宣伝用印刷物以外のもので、宣伝を目的とする本邦の「企業名」又は本邦企業の製造にかかる商品の「商品名」等を専ら宣伝のために表示した物品

- (4) 輸出令別表第5第三号については、次により取り扱う。

ただし、輸出令別表第2の2に掲げる貨物であって、北朝鮮を仕向地とするものは輸出特例とはならない。

(イ) 「その他の方法により送付される同様の小包」とは、船（機）長託送品、旅客託送品、航空輸送貨物等をいう。

(ロ) この号に該当する小包は、次に掲げるものとする。

(a) 受取人の個人的使用に供されるもの

(b) (a)に掲げる以外のものについては、便せん、封筒、積荷目録等に当該会社

名が印刷されているもの等他の目的用途に供されるおそれがないもの

- (ハ) 郵便物の内容となっている郵便切手は使用済であると未使用であるとを問わず輸出令上は「貨物」として取り扱う。なお、その料金額又は評価額の合計額が500万円を超えるものはこの号に該当しない。
- (ニ) 輸出令第4条第2項第二号ハに規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。
- (ホ) 北朝鮮を仕向地とする貨物については、輸出禁止措置の閣議決定の趣旨を踏まえ、「受取人の個人的使用に供される貨物」の該非については個別に判断するものとする。

別表第2の2の号	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等）
1	牛の肉（冷凍したものに限る。）	02.02
2	魚のフィレ（冷凍したものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	0304.29のうちまぐろ
3	キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	1604.30
4	アルコール飲料	22.03から22.06まで、22.08
5	製造たばこ及び製造たばこ代用品	24.02、2403.10
6	香水類及びオーデコロン類	33.03
7	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含み、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	33.04
8	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器（外面が革製、コ	4202.11、4202.91

	ンポジションレザー製又はパ テントレザー製のものに限 る。)	
9	ハンドバッグ（外面が革製、 コンポジションレザー製又は パテントレザー製のものに 限る。）	4202.21、4202.91
10	財布その他のポケット又はハ ンドバッグに通常入れて携帯 する製品（外面が革製、コン ポジションレザー製又はパテ ントレザー製のものに限る。）	4202.31、4202.91
11	衣類及び衣類附属品（革製又 はコンポジションレザー製の ものに限る。）	42.03
12	毛皮製のオーバーコートその 他の毛皮製品及び人造毛皮製 品	43.03、43.04（製品のものに限る。）
13	じゅうたんその他の紡織用織 維の床用敷物	57
14	鉛ガラス製のコップ類	7013.22、7013.33
15	天然又は養殖の真珠、貴石、 半貴石、特定金属（銀、金、 白金、イリジウム、オスミウ ム、パラジウム、ロジウム及 びルテニウムをいう。以下同 じ。）及び特定金属を張つた 金属並びにこれらの製品	71.01から71.16まで
16	携帯用のデジタル式自動デー タ処理機械（少なくとも中央 処理装置、キーボード及びデ ィスプレイから成るものに限	8471.30

	る。)	
17	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器、ヘッドホン及びイヤホン、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置	85. 18
18	音声再生機、録音機及びビデオの記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び付属品	85. 19、85. 21、85. 22
19	録音その他これに類する記録用の媒体（写真用又は映画用のものを除き、録音その他これに類する記録をしたものを含む。）	85. 23（8523. 52を除く。）
20	ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ	8525. 80（テレビジョンカメラを除く。）
21	ラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信を受信することができるものを含む。）	85. 27
22	テレビジョン受像機器（カラーのものであって、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）並びにビデオモニター（カラーのものに限る。）及びビデオプロジェクター	8528. 49（カラーのものに限る。）、8528. 59（カラーのものに限る。）、8528. 69、8528. 71（カラーのものであって、放送用のものに限る。）、8528. 72（放送用のものに限る。）
23	乗用自動車	87. 03（8703. 10を除く。）
24	モーターサイクル（モペットを含む。）及び補助原動機付きの自転車	87. 11（サイドカー（片側に一個の車輪を有し、また、反対側には自転車又はモーターサイクルに取り付けてそれらの側面を走行させるための連結器を備えているもの）を除く。）

25	ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶及びカヌー	89.03 (檣樺船を除く。)
26	写真機 (一眼レフレックスのものに限る。)	9006.51
27	映画用の撮影機及び映写機	90.07
28	投影機、写真引伸機及び写真縮小機 (映画用のものを除く。)	90.08
29	映写用又は投影用のスクリーン	9010.60
30	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計 (ストップウォッチを含む。)	91.01、91.02
31	楽器並びにその部分品及び付属品	92
32	万年筆	9608.39 (ペン軸の内部に保持したインクが毛細管現象によりスリットの入ったペン芯を通じてペン先に持続的に供給される構造を持ったペンに限る。)
33	美術品、収集品及びこつとう	97

- (5) 輸出令別表第5第四号については、4-1-2の(1)と同じ。
- (6) 輸出令別表第5第五号については、4-1-2の(2)と同じ。
- (7) 輸出令別表第5第六号については、国立国会図書館が発行する証明書により確認する。
- (8) 輸出令別表第5第七号の「元首」とは、君主、大統領その他国際法上外国に対して一国を代表する者をいう。
- (9) 輸出令別表第5第八号の規定については、次により取り扱う。
- (イ) 「大使、公使」とは、特命全権大使、特命全権公使、弁理公使、代理大使及び代理公使をいう。
- (ロ) 「その他これに準ずる使節」とは、本邦に派遣された元首又はローマ教皇を代表する特派使節、国際連合又はその専門機関の高級職員、国際司法裁判所裁判官等及び外交特権を有する者をいう。
- (ハ) 「その他これに準ずる施設」とは、名誉領事官、商務官事務所、貿易官事務所等をいう。

- (10) 輸出令別表第5第九号に規定する勲章、賞はい等は、政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる機関が贈与するものに限り、「その他これに準ずるもの」には、記念品を含む。
- (11) 輸出令別表第5第十号に規定する「本邦の公共的機関」とは、国、地方公共団体その他の公共団体、公共事業体、国又は地方公共団体の設立した学校、研究所、医療施設その他の営造物及び特殊法人並びにこれらの機関をいうものとし、「外国の公共的機関」とは、国若しくはその行政区域である公共団体その他本邦の公共的機関と同様の機関並びに国際連合、赤十字、その他の国際機関をいう。
- また、「友好を目的として寄贈される貨物」とは、親善、儀礼等を目的として寄贈される記念品的性格のものその他これらの目的に照らして妥当なものに限るものとし、販売を目的として輸出する貨物は含まれない。
- (12) 輸出令別表第5第十二号に規定する「本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、輸入の際の性質及び形状が変わっていないもの（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）」の取扱いは次による。ただし、輸出令別表第2の20、21、21の2、25、35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であってそれぞれの項の下欄に掲げる地域を仕向地とするもの、北朝鮮を仕向地とする貨物並びに同告示第三号及び第四号に該当する貨物は輸出特例とはならない。
- (イ) 「本邦に輸入された貨物」とは、輸入令上の手続をとって輸入されたか否かを問わず、本邦に輸入された貨物のすべてを含むものとする。
- (ロ) 「無償の輸出」とは、輸出者が当該貨物を輸出することによって、いかなる債権の発生の当事者となる効果も生じない輸出をいう。
- (注) 次のような場合は無償の輸出に該当しない。
- (a) 役務契約（債権の発生する契約に限る。）を履行するために、貨物を無為替輸出する場合
- (b) 証券応募に基づいて現物出資するために、貨物を無為替輸出する場合
- (c) 非居住者との勘定に借記することにより貨物を無為替輸出する場合
- (ハ) 「性質及び形状が変わっていないもの」については関税定率法第14条第十号に掲げるものの取扱いに準ずる。

参 考

「その輸入の許可の際の性質及び形状が変わっていないもの」とは、輸入の際の品質、規格、形状等がその輸出の際において同一のものであると認められるもの（輸入された貨物の部分品等が本体から分離されて輸出される場合であっても、当該部分品等について、輸入の際の性質、形状が輸出の際において同一と認められる場合はこれを含む。）をいう。したがって本邦において使用した形跡のある

もの又はさ細な加工若しくは修繕をしたもの（たとえば、ねじ締め、油洗い、注油等）であって、輸入した物品と同一のものと認められる場合は、本号を適用する。

- (13) 輸出令別表第5第十四号に規定する貨物は、無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物並びに同告示第一号4の項に該当する貨物のうち輸出令別表第2の21の2及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって、同項下欄に掲げる地域を仕向地とするものは輸出特例とはならない。

- (イ) 同告示第一号1に規定する「本邦から輸出した貨物であって、本邦において修理した後再輸出するもの」とは4-1-2の(5)の(イ)と同じ。
- (ロ) 同告示第一号2に規定する「映画撮影用の機械器具」とは、4-1-2の(5)の(ロ)と同じ。
- (ハ) 同告示第一号3に規定する「簡単な取付け」とは、取付け作業が簡単なものであり、かつ、取付け後において取り付けた部分を容易に確認できるものをいう。

なお、この規定は、簡単な取付け等が行われる部分品又は附属品のみが輸出特例となるのであって、貨物の本体については、輸出特例が適用されないことに注意すること。

- (ニ) 同告示第一号4に規定する「返送」とは、4-1-2の(5)の(ハ)と同じ。
- (ホ) 同告示第一号6に規定する「通関手帳により輸出するもの」とは、4-1-2の(5)の(ニ)と同じ。
- (14) 輸出令別表第5第十五号に規定する貨物は、無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

ただし、同告示第二号1、2及び6の項に該当する貨物であって、北朝鮮を仕向地とするものは輸出特例とはならない。

同告示第二号2に規定する「通関手帳により輸入すべきものとして通関手帳により輸出する貨物」とは、ATA条約に基づき（社団法人）国際商事仲裁協会により発給された通関手帳に基づき輸出する貨物で、かつ、通関手帳の有効期間内に本邦に輸入される貨物をいう。

4-2-4 輸出令別表第6の解釈及び取扱い

輸出令別表第6の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。ただし、船舶又は航空機の乗組員が輸出令別表第2の2に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出する場合は輸出特例とならない。

- (1) 輸出令別表第6に掲げる永住の目的をもって出国する者、一時的に出国する者及

び一時的に入国して出国する者の範囲は、次によるものとする。

- (イ) 「永住の目的をもって出国する者」とは、外国における滞在期間が家族を伴っている場合は、1年以上、その他の場合は、2年以上の予定で出国する者をいう。
 - (ロ) 「一時的に出国する者」は、「永住の目的をもって出国する者」以外の者（一時的に入国して出国する者及び船舶又は航空機の乗組員を除く。）をいう。
 - (ハ) 「一時的に入国して出国する者」とは、輸入令別表第2に掲げる「一時的に入国する者」が出国する場合をいう。
- (2) 輸出令別表第6に掲げる「携帯品」、「職業用具」、「引越荷物」及び「本人の私用に供すると認められる貨物」の範囲は、同表の備考に掲げられている貨物として妥当と認められるものをいう。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、輸出禁止措置の閣議決定の趣旨を踏まえ、「携帯品」、「職業用具」及び「引越荷物」の該非については、以下のとおり取り扱う。
- ① 一時的に出国する者の「携帯品」は、原則として、現に使用中のもの又は明らかに当該旅行中に使用すると認められるものに限る。
 - ② 一時的に入国して出国する者の「携帯品」は、原則として、現に使用中のもの又は明らかに当該旅行中に使用したと認められるものに限る。
 - ③ 一時的に出国する者及び一時的に入国して出国する者の「職業用具及び引越荷物」の該非については個別に判断するものとする。
- (3) 輸出令第4条第2項第四号に規定する「税関に申告の上別送して輸出するもの」は、後送については出国者が出国した日から原則として6月以内に輸出するものについて認めるものとし、前送については出国者の旅券等により必ず出国することが確認できる場合に限る。
- なお、本人が、別送の申告をしない場合であっても、出国の事実及び出国者の所有に係るものであることが確認できる場合は、代理人が申告をして輸出することができる。
- (4) 輸出令第4条第2項第四号に規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈は、4-2-2の(4)の(二)と同じ。

4-3 輸出令別表第7の取扱い

北朝鮮を仕向地として輸出する貨物は輸出特例とはならない。

5 税関の確認等

5-0 根拠

輸出令第5条は、外為法第54条第1項に基づく規定である。

(1) 確認の時期等

輸出令第5条第1項には、税関が輸出の確認を行う時期については特に規定されていないが、税関が行う輸出の確認は、仮に陸揚げされた貨物については積込みのとき、郵

便物については税関の検査のとき、その他の貨物については税関に輸出申告（積み戻し申告を含む。以下同じ。）が行われたときに、それぞれ行うものとする。

なお、信書については、この確認を必要としない。

（２） 確認の書類

税関が輸出の確認のため提出又は提示を求める書類は、次のとおりとする。

（イ） 外為法第４８条第１項又は輸出令第２条第１項の規定により輸出の許可若しくは承認を必要とするものについては、輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証

ただし、「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について」（平成１４年１１月５日付け平成１４・１０・２８貿局第４号、輸出注意事項１４第４４号・輸入注意事項１４第４５号。以下「電子裏書通達」という。）に規定する電子許可・承認・確認（以下「電子許可・承認・確認」という。）を受けているものについては、当該電子許可・承認・確認の許可番号、承認番号又は許可・承認番号を税関に通知することをもって提出に替えるものとする。

なお、電子裏書通達５．（２）①の規定に基づく裏書情報（同通達１．（４）に規定する「裏書情報」という。以下同じ。）の記録は、当該許可番号、承認番号又は許可・承認番号の税関への通知の前に行われていなければならないものとする。

（注） 税関に提出された輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証は、税関において、裏書通関欄に所要事項を記載し、輸出許可の際、申告者に返却する。ただし、上記ただし書の場合にあっては、なお書に規定する裏書情報が税関において輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証の裏書通関欄に記載すべき事項と相違ないことを確認しなければならない。

（ロ） 経済産業大臣が輸出を行う場合は、これを証する書類

（ハ） 輸出の許可若しくは承認の条件として、特定の書類を税関に提出又は提示することとされている場合は、その書類

（ニ） その他税関が特に必要と認める書類

6 削除

7 輸出の事後審査

（１） 輸出の事後審査事務の取扱区分

輸出令第７条の規定による輸出の事後審査は、別表第１及び別表第２に定める事務取扱区分により、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課（以下「貿易管理課」という。）、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室（以

下「安全保障貿易検査官室」という。)、経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。

(2) 輸出事後審査の方法

輸出の事後審査の事務処理については、輸出事後審査事務取扱要領（昭和62年11月6日付け62貿局第323号）により行う。

(3) 質問書

経済産業大臣は、輸出の事後審査のため必要があるときは、輸出規則第5条第1項の規定により質問書を送付し、その回答を求めることがある。

8 許可及び承認の有効期間

8-1 輸出許可及び輸出承認の有効期間

(1) 輸出の許可及び輸出の承認の有効期間は、輸出令第8条第1項の規定によりその許可又は承認の日から6箇月とされているが、その期間の起算は、許可又は承認した日の翌日から行う。

(2) この輸出の許可及び承認の有効期間は、その期間内に貨物の輸出申告がなされなければならない期間を意味する。

(3) 特に必要があると認めるときは、輸出の許可及び輸出の承認の有効期間を上記(1)と異なる有効期間を定める。

8-2 有効期間の延長申請

有効期間の延長の申請は、当該輸出許可証又は輸出承認証の有効期間内に行うことを必要とする。有効期間経過後は、新たに輸出の許可又は承認を受けなければならない。

ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出については、原則として輸出承認証の有効期間の延長を行わない。

(注) 品目別の輸出承認基準には、有効期間の延長を認めないものがあるが、船積の関係等によりやむを得ない場合には、税関において、一定の限度内で有効期間の延長を認めることがある。(11-0-2の(3)参照)

9 法令の違反に対する制裁の通知

10 報告

10-0 根拠

輸出令第10条は、外為法第55条の8に基づく規定である。

10-1 報告の内容

輸出数量等規則を実施する場合の輸出実績等の報告、輸出許可・承認の申請が適正に行われ適法・適正に実行されているか否かを確認するための事実関係の報告を求めることがある。

1 1 権限の委任

1 1-0 根拠等

(1) 根拠

輸出令第11条は、外為法第54条第2項に基づく規定である。

(2) 委任の解釈

輸出令第11条の規定により税関長に委任された経済産業大臣の権限は、税関長に専属することとなる。

1 1-0-1 特定貨物に対する承認権限の委任

輸出令第11条第一号の規定に基づき、税関が行う輸出の承認については、2-1-1の(4)及び別に定めるところによる。

1 1-0-2 特定事項に対する許可及び承認権限の委任

(1) 輸出令第11条第二号の規定に基づく許可及び承認権限の委任の範囲及び事務の取扱いは、輸出貿易管理令第11条第二号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について(昭和62年11月10日付け62貿第4313号輸出注意事項62第21号以下「権限委任通達」という。)及び別に定めるところによる。

(2) 輸出令第11条第二号のロの規定に基づき保税地域に入れられた輸入貨物を積み戻す場合の輸出承認は、権限委任通達に定める範囲のものに限り税関において行う。

(注) 指定保税地域に搬入されているもの又は保税蔵置場に搬入されているもののうち関税法第43条の3第1項の規定に基づき税関長による蔵入承認を受けないで蔵置されているものを積み戻す場合は、仮陸揚貨物として取り扱われ、原則として輸出特例(4-1-1及び4-2-1参照)となり、保税蔵置場に搬入されているもののうち同法第43条の3第1項の規定に基づき税関長による蔵入承認を受けて蔵置されているもの又は保税工場に搬入されているものを積み戻す場合は、特例とはならず、場合により外為法第48条第1項又は輸出令第2条第1項の許可又は承認が必要となる。

(3) 輸出令第11条第二号のニの規定に基づき、経済産業大臣が輸出許可又は輸出承認に際し、定めた有効期間の延長は、当該申請者の責に帰すことができないやむを得ない理由がある場合に限り、1月(輸出の承認を行う際に、その有効期間が6月より短い期間に定められている場合は、1週間)まで税関において行うことがある。

1 2 政府機関の行為

附 則(6.9.22・輸出注意事項6第27号)

本改正に伴い、輸出令別表第1に係る輸出許可証又は輸出許可・承認証の訂正又は変更の申請の通商産業省(沖縄総合事務局を含む。)での輸出許可等事務及び輸出承認等事務の取扱区分は別表第4の2-1の(1)の規定にかかわらず、別表第1及び別表第2の定め

る輸出許可等事務及び輸出承認等事務の取扱区分に従うものとする。

附 則（7. 9. 4・輸出注意事項7第27号）

この改正の施行前に発行された輸出令別1貨物非該当証明書及び輸出令別2貨物非該当証明書については、なお従前の例による。

別表第1

輸出許可等事務の取扱区分

外為法及び輸出令に基づく輸出許可等（「輸出許可及び輸出の許可の事後審査」をいう。以下同じ。）の事務は次の区分により行う。

1 輸出の許可

外為法第48条第1項の規定に基づく輸出の許可事務は、次の区分により行う。

1-1 輸出許可申請書の受付け

輸出許可申請書（「申請書」という。以下1において同じ。）の受付けは、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。

ただし、特に指示をした場合又は本別表1-2-2の規定により安全保障貿易審査課が輸出の許可事務を行う輸出に係る申請書の受付けは、安全保障貿易審査課（別表第2の1-2-2により、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は農水産室（以下「貿易審査課又は農水産室」という。）が輸出の承認事務を行う輸出が含まれているものについては貿易審査課又は農水産室）が行うことができる。

1-2 輸出許可事務の取扱区分

輸出の許可事務は、次の区分により行う。

1-2-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の許可を行う輸出

別紙において当該経済産業局又は沖縄総合事務局が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出（包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号。以下「取扱要領」という。）のI3（1）の一般包括輸出許可の範囲における輸出のうち、取扱要領の別紙1（5）の規定中一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出及び同（8）の規定に基づき一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出並びに輸出令別表第1及び第2に掲げられている貨物で別紙及び別表第2の別紙第1において本省が輸出の許可又は承認を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出を除く。）

1-2-2 安全保障貿易審査課が輸出の許可事務を行う輸出

（1） 別紙において安全保障貿易審査課が輸出の許可事務を行うこととされている貨物の輸出及び別表第1の1-2-1により、経済産業局又は沖縄総合事務局が輸出の許可を行う輸出の対象外となっている輸出

（2） 別表第1の1-2-1に掲げる輸出であって、外為法第25条第1項第一号の規定に基づき役務取引許可（「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。）の別紙2-2の1の（2）のイで定める安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行う取引に係るものに限る。）

に係る貨物を当該役務取引許可と同時に申請される許可に係る輸出

2 輸出許可証の訂正、変更、分割及び再発行

輸出許可証の訂正、変更、分割及び再発行の申請の受付け及び事務の区分については、1に定める輸出の許可の規定を準用する。

3 輸出の許可の事後審査

輸出の許可の事後審査事務は、次の区分により行う。

3-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課の行う事後審査

経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、それぞれ4に定める管轄区域ごとに別紙の1に掲げる貨物の輸出（未遂を含む。）について事後審査を行う。

3-2 安全保障貿易検査官室の行う事後審査

安全保障貿易検査官室は、別紙の2に掲げる貨物の輸出（未遂を含む。）及び異例の輸出について事後審査を行うとともにその総括に関する事務を行う。

4 管轄区域

経済産業局又は沖縄総合事務局は、申請者の店舗又は営業所が次に掲げる区域内にあるものについて、輸出許可等の事務を行う。

- | | | | |
|-----|------------|-----------------------|----|
| (1) | 関東経済産業局 | } | 全国 |
| | 近畿経済産業局 | | |
| | 中部経済産業局 | | |
| (2) | 上記以外の経済産業局 | 経済産業省組織令第102条に掲げる管轄区域 | |
| | 通商事務所 | 当該通商事務所の属する経済産業局の管轄区域 | |
| (3) | 沖縄総合事務局 | 内閣府設置法第44条に掲げる管轄区域 | |

輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物

- (1) 輸出令別表第1の1の項(1)に掲げる貨物であって、次のいずれかに該当するもの
 - (イ) 空気銃、散弾銃、ライフル銃又は火縄式銃砲であって、スポーツ用又は狩猟用のもの
 - (ロ) 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃
 - (ハ) (イ)に掲げるものに用いる銃砲弾
 - (ニ) (イ)及び(ロ)に掲げるものの附属品(暗視機能を有する装置を除く。)
 - (ホ) (イ)から(ニ)までに掲げるものの部分品
- (2) 輸出令別表第1の1の項(2)に掲げる貨物であって、産業用の発破器
- (3) 輸出令別表第1の1の項(3)に掲げる貨物のうち、産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品
- (4) 輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号(試薬又は標準物質として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものに限る。)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物であって、「い地域」を仕向地とするもの
- (5) 輸出令別表第1の2の項(9)及び(11)から(50)までに掲げる貨物であって、「い地域」を仕向地とするもの(下記2の(4)に掲げるものを除く。)
- (6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物であって、輸出令別表第3に掲げる地域を仕向地とするもの
- (7) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ハからリまで又は第三号へからヤまでのいずれかに該当する貨物であって、「はの②地域」を仕向地とするもの
- (8) 輸出令別表第1の3の項(2)又は3の2の項の中欄に掲げる貨物であって、「はの①地域」を仕向地とするもの(下記2の(10)に掲げるものを除く。)
- (9) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「ほ地域」を仕向地とするもの(下記の2の(12)、(13)及び(19)に掲げるものを除く。)
- (10) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物を除く。)であって、輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を仕向地とするもの(下記の2の(17)から(18)及び(20)に掲げるものを除く。)

- (1 1) 告示で定める貨物並びに輸出令別表第1の14及び15の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第3に掲げる地域を仕向地とするもの(下記2の(17)及び(17の2)に掲げるものを除く。)

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

- (1) 輸出令別表第1の1(上記1の(1)から(3)までに掲げるものを除く。)の項の中欄に掲げるもの
- (2) 輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで並びに(10)及び(10の2)若しくは4の項(1)、(1の2)及び(2)に掲げるもの(上記1の(4)に掲げるものを除く。)
- (3) 輸出令別表第1の2の項(9)及び(11)から(50)までに掲げる貨物であって、「る地域」を仕向地とするもの
- (4) 輸出令別表第1の2の項(9)及び(11)から(50)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物並びに輸出令別表第1の14及び15の項の中欄に掲げる貨物であって、ベラルーシ、ブラジル、ブルガリア、キプロス、カザフスタン、ラトビア、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、トルコ及びウクライナを仕向地とするもの
- (5) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物であって、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地とするもの
- (6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イ若しくはロ又は第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物であって、「はの②地域」、「はの③地域」又はイランを仕向地とするもの
- (7) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ハからホまで又は第三号ヘからタまでのいずれかに該当する貨物であって、「はの③地域」又はイランを仕向地とするもの
- (8) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ヘからリまで又は第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物であって、「はの②地域」以外の地域を仕向地とするもの
- (9) 輸出令別表第1の3の項(2)及び3の2の項の中欄に掲げる貨物であって、「に地域」を仕向地とするもの
- (10) 輸出令別表第1の3の項(2)7及び9に掲げる貨物(輸出令別表第1の2の項の中欄に該当するものに限る。)であって、アイスランドを仕向地とするもの
- (11) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「へ地域」を仕向地とするもの(下記の(19)に掲げるものを除く。)
- (12) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物並びに輸出令別表第1の14及び15の項の中欄に掲げる貨物であって、ブラジル、アイスランド、ロシア、南アフリカ共和国、トルコ及びウクライナを仕向地とするもの

- (13) 輸出令別表第1の4の項(4)、(13)、(15)2及び4、(16)並びに(24)に掲げる貨物のうち、輸出令別表第1の2の項の中欄に該当するものであって、アイスランドを仕向地とするもの
- (14) 輸出令別表第1の5から15までの項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第4に掲げる地域又はアフガニスタンを経由するもの(下記の(20)に掲げるものを除く。)
- (15) 告示で定める貨物並びに輸出令別表第1の14及び15の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第3に掲げる地域並びに輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を経由するもの
- (16) 輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を経由する輸出であって、輸出令第4条第1項第三号イからニまで(輸出令別表第3の2に掲げる地域以外の地域を経由する場合にあってはイ、ロ又はニ)のいずれかに該当するとき
- (16の2) 輸出令別表第1の16の項(2)に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を経由する輸出であって、輸出令第4条第1項第四号イからニまで(輸出令別表第3の2に掲げる地域以外の地域を経由する場合にあってはイ又はロ)のいずれかに該当するとき
- (17) 輸出令別表第1の5から13まで又は15の項の中欄に掲げる貨物のうち、総価額が100万円(輸出令別表第3の3に掲げる貨物にあっては5万円)以下のもの(外国向け仮陸揚げ貨物を除く。)を輸出令別表第3及び輸出令別表第4に掲げる地域以外の地域を経由して輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第三号イからニまで(輸出令別表第3の2に掲げる地域以外の地域を経由する場合にあってはイ、ロ又はニ)のいずれかに該当するもの
- (17の2) 輸出令第4条第1項第一号に基づく仮に陸揚げした貨物のうち、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を経由して輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第一号イ又はロに該当するもの
- (18) 暗号特例告示で定める貨物(外国向け仮陸揚げ貨物を除く。)のうち、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を経由して輸出する場合であって、輸出令第4条第1項第三号イからニまで(輸出令別表第3の2に掲げる地域以外の地域を経由する場合にあってはイ、ロ又はニ)のいずれかに該当するもの
- (19) 輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ハに該当するものであって、輸出令別表第3に掲げる地域以外を経由するもの
- (20) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ハ又はホに該当するものであって、輸出令別表第3に掲げる地域以外を経由するもの
- (注1) 「い地域」とは、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、キプロス、チェコ、デンマ

ーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、カザフスタン、大韓民国、ラトビア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国及びアメリカ合衆国をいう。

(注2) 「ろ地域」とは、「い地域」以外の地域をいう。

(注3) ① 「はの①地域」とは、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、キプロス、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及びアメリカ合衆国をいう。

② 「はの②地域」とは、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国及び大韓民国をいう。

③ 「はの③地域」とは、アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モーリタニア、

モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シンガポール、スロベニア、スロバキア、南アフリカ共和国、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウクライナ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ザンビア及びジンバブエをいう。

(注4) 「に地域」とは、「はの①地域」以外の地域をいう。

(注5) 「ほ地域」とは、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国及びアメリカ合衆国をいう。

(注6) 「へ地域」とは、「ほ地域」以外の地域をいう。

別表第2

輸出承認等事務の取扱区分

輸出令に基づく輸出承認等（「輸出の承認及び輸出の承認の事後審査」をいう。以下同じ。）の事務は次の区分により行う。

1 輸出の承認

輸出令第2条第1項の規定に基づく輸出の承認事務は、次の区分により行う。

1-1 輸出承認申請書の受付け

輸出承認申請書（「申請書」という。以下1において同じ。）の受付けは、経済産業局又は沖縄総合事務局商品輸出担当課が行う。

ただし、本別表1-2-2の規定により貿易審査課又は農水産室が輸出の承認事務を行う輸出に係る申請書の受付けは、貿易審査課又は農水産室が行うことができる。

1-2 輸出承認事務の取扱区分

輸出の承認事務は、次の区分により行う。

1-2-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の承認を行う輸出

- (1) 別紙第1において当該経済産業局又は沖縄総合事務局が輸出の承認を行うこととされている貨物の輸出（輸出令別表第1及び第2に掲げられている貨物で別表第1別紙及び別紙第1において本省が輸出の許可又は承認を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出を除く。）
- (2) 委託加工貿易契約により外国において加工するため本邦から輸出される貨物の輸出（昭和41年通商産業省告示第170号の一及び二に掲げる貨物を本邦に輸入する契約に基づく輸出を除く。）

1-2-2 貿易審査課又は農水産室が輸出の承認事務を行う輸出

- (1) 別紙第1において本省が輸出の承認事務を行うこととされている貨物の輸出
- (2) 輸出令第2条第1項第二号に該当する輸出（本別表1-2-1の(2)に掲げる場合を除く。）

2 輸出承認証の訂正、変更、分割及び再発行

輸出承認証の訂正、変更、分割及び再発行の申請の受付け及び事務の区分については、1に定める輸出の承認の規定を準用する。

3 輸出の承認の事後審査

輸出の承認の事後審査事務は、次の区分により行う。

3-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課の行う事後審査

経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、それぞれ4に定める管轄区域ごとに別紙第1の1に掲げる貨物の輸出について事後審査を行う。

3-2 貿易管理課の行う事後審査

貿易管理課は、別紙1の2に掲げる貨物の輸出及び異例の輸出について事後審査を行う

とともにその総括に関する事務を行う。

4 管轄区域

経済産業局又は沖縄総合事務局は、申請者の店舗又は営業所が次に掲げる区域内にあるものについて、輸出承認等の事務を行う。

- (1) 関東経済産業局 }
近畿経済産業局 } 全国
中部経済産業局 }
- (2) 上記以外の経済産業局 経済産業省組織令第102条に掲げる管轄区域
通 商 事 務 所 当該通商事務所の属する経済産業局の管轄区域
- (3) 沖 縄 総 合 事 務 局 内閣府設置法第44条に掲げる管轄区域

別紙第1

輸出令第2条第1項第1号及び第1号の2の規定に基づく別表第2に掲げる 貨物及び北朝鮮を仕向地とする貨物に係る承認事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の承認を行う貨物

- (1) 輸出令別表第2の31、35の2の項(2)及び38の項に掲げる貨物(北朝鮮を仕向地とする貨物を除く。)
- (2) 輸出令別表第2の36の項の中欄に掲げる貨物(別表第2の2に掲げる貨物で輸出令別表第2の36の項の中欄に掲げる貨物(北朝鮮を仕向地とする貨物を除く。))であって、サボテン科のうちサボテン科全種、そてつ科のうちそてつ科全種(人工的に繁殖されたものに限る。)、ゆり科のうちアロエ属全種、らん科のうちらん科全種(人工的に繁殖されたものに限る。)及びさくらそう科のうちシクラメン属全種

2 貿易審査課において輸出の承認を行う貨物

- (1) 輸出令別表第2の1、19、20、21、21の2、21の3、25、35から38まで及び44の項の中欄に掲げる貿易審査課所掌の貨物(上記1に掲げるものを除く。)
- (2) 北朝鮮を仕向地とする貨物

3 農水産室において輸出の承認を行う貨物

輸出令別表第2の28から34まで、35の2、36から37まで及び44の項の中欄に掲げる農水産室所掌の貨物(上記1及び2(2)に掲げるものを除く。)

別表第3

輸出関係書類の記載要領

1 輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書（輸出令第2条第1項第2号に該当する場合を除く。）

1-0 通 則

申請者は、輸出しようとする貨物が、次のいずれかに該当するときに所定の申請書を作成する。

- (1) 輸出許可申請書の作成は、外為法第48条第1項の規定に基づく輸出令別表第1の貨物に該当する貨物の輸出の場合に行う。ただし、輸出契約の中の該当する品目に限り行う。なお、(3)に該当する場合には、(3)に従うものとする。
- (2) 輸出承認申請書の作成は、輸出令第2条第1項第一号の規定に基づく同令別表第2の貨物に該当する貨物の輸出の場合に行う。ただし、輸出契約の中の該当する品目に限り行う。なお、品目別輸出承認基準に別に定めがある場合は、当該定めるところにより行う。また、(3)に該当する場合には、(3)に従うものとする。
- (3) 輸出許可・承認申請書の作成は、輸出契約の中に、(1)に基づく輸出許可と(2)に基づく輸出承認が同時に存在する貨物の輸出の場合に行う。
- (4) 輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書の記載事項が多い場合は、当該欄に別紙に記載している旨を記入し、当該事項を記入した別紙を輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書にのり付けする。

1-1 「申請者記名押印又は署名」の欄

- (1) 記名押印又は署名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）に限ることとする。
- (2) 代理申請の場合には、輸出しようとする者の代理である旨を記載し、代理者が記名押印又は署名をする。

例 (イ) ○○代理

○○株式会社

代表取締役

何

某 ㊟

(ロ) on behalf of (principal's name)
(Agent's name) (sign)

1-2 削除

1-3 「取引の明細」の「買主名」等の欄

1-3-1 「取引の明細」の「買主名」等の欄

契約書に記載されている輸出の相手方の名称・住所を記載することとする。なお、買主と支払人がそれぞれ異なる場合は、同欄に当該支払人を併記する。また、展示会への出展のように、輸出をしようとする者が輸出先において自ら貨物を管理し、目的終了後に貨物を日本へ積み戻す場合は、輸出をしようとする者を同欄に記載することとする。住所欄も同様に記載する。

1-3-2 「取引の明細」の「荷受人」の欄

契約書に記載されている荷受人の名称・住所を記載する。ただし、これらを契約書で確認できない場合は、実際の荷受けを行う者の名称・住所を記載する。なお、買主と同一である場合には、「買主と同じ」と記載する。住所欄も同様に記載する。

1-3-3 「取引の明細」の「需要者」の欄（輸出承認申請書を除く。）

貨物を費消し、又は加工する者であって、契約書に記載されている名称・住所を記載する。ただし、これらを契約書で確認できない場合は、実際の貨物の使用者であって貨物の管理責任を負える者の名称・住所（通常は本社）を記載する。この際、加工する者と費消する者が異なる場合には、これらを併記することとし、費消する者を後ろに記載する。また、複数の需要者がいる場合には、これらを列記することとするが、記載欄に書ききれない場合においては、「別紙」と記載し、添付する別紙に列記する。

なお、輸出時点から全く形状、性質が変更された物を費消し、又は加工する者は、ここでいう需要者には該当しない。

需要者が未定である場合には、「未定」と記載の上、需要者住所は空欄とする。

なお、買主や荷受人と同一である場合には、「買主と同じ」、「荷受人と同じ」又は「買主・荷受人と同じ」と記載する。住所欄も同様に記載する。

また、需要者として貨物の所有者と使用者が異なる場合には、これらを列記することとする。住所欄も同様に記載する。

1-4 「取引の明細」の「仕向地」の欄

1-4-1 「仕向地」の欄

輸出貨物の最終陸揚港の属する国（又は領域、以下同じ。）を記載する。ただし、当該貨物が当該国以外の国で消費又は加工されることが明らかな場合は、消費又は加工される国を記載し、加工される国と消費される国とが異なることが明らかな場合は、

消費される国を記載する。

また、相当な理由があつて、仕向地が確定していない場合（例えば、自由貿易港に一旦陸揚げされた後、買主が商機をみて再輸出する場合等）には、次のように記載することができる。ただし、仕向地別に輸出の規制が行われている等の場合には、認められない。

(例) (1) U n k n o w n (N e w Y o r k F r e e Z o n e)

(2) E u r o p e

(3) E n g l a n d G e r m a n y o r F r a n c e

(注1) 船舶輸出の際の仕向地は、当該船舶の船籍国又は船籍を取得する予定の国とする。

(注2) 輸出令別表第2の35の2の項(1)に掲げる貨物を他の外国を経由して南緯60度の線以北の公海に輸出する場合にあつては、最終的に経由する国を仕向地とみなす。

(注3) 台湾の英語表記の場合はT A I W A Nとすること。

1-4-2 「経由地」の欄

貨物が仕向地に至るまでに積み替え、又は陸揚げされる場所を経由地として記載する。

(例) (1) 仕向地に直送される場合。

D i r e c t 又は仕向地の国若しくは地域名

(2) 積み替えられる場合

積み替えられる国又は地域名

なお、数回積み替えられる場合は、積み替え順どおり列記する。

また、陸揚げされた後、陸送されるときは、次の例による。(仕向地がS w i s sであつてG e n o aで陸揚げされZ u r i c hへ陸送されるとき)

S w i t z e r l a n d V i a I t a l y

1-5 「取引の明細」の「商品内容明細」の欄

1-5-1 「商品名」の欄

商品名は、一般的な用語をもって記載する。ただし、同一商品名で、信用状等に記載された名称と異なる場合は、その名称をカッコ書にして記載する。

1-5-2 「型及び等級」の欄

輸出数量、品質等について規制が行われている貨物については、審査に必要な性能、主要材料、品質等を明記する。

1-5-3 「輸出貿易管理令」の欄

輸出貨物が輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に該当する場合にあっては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載する。また、輸出貨物が輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に該当し、かつ、当該貨物の仕向地が同表下欄に掲げる地域に該当する場合にあっては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載すること。なお、2以上の貨物が同一の輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書に記載される場合には、該当する項の番号を全て記載する。

1-5-4 「数量」の欄

輸出数量の規制品目に限り、計の項に記載する数字の直前及び直後に※印をつける。

(例) ※1, 000※

なお、この場合の記載数量の訂正は認めない。

1-5-5 「価額」の欄

(1) 「価額」欄には、当該貨物の建値も併せて記載する。

(2) 金利等の記載について

貨物代金に受取金利を含めて輸出契約をしているときは、原則として、「総額」欄及び「計」欄には、その合計額を記載することとする。

(3) 輸出貨物代金から仲介手数料、代理店手数料、領事査証料、検数料、検量料及びその他の検査手数料（以下「手数料等」という。）を差し引いて回収する場合には、原則として単価欄に差し引く手数料等を記載し、かつ、「総額」欄の計に当該価額を記載する。

したがって、「総額」欄の計には手数料等を差し引いた差額（回収する総額）を記載する。

(例) 「単価」欄 「総額」欄

	FOB	£ 10,000,000.00
Less agent Commission	(3%)	<u>£ 300,000.00</u>
	計	£ 9,700,000.00

(4) 無為替輸出の場合は、当該貨物のFOB（FOB以外の建値の場合は、当該建値。以下（5）において同じ。）価格を「価額」欄に記載する。

なお、FOB価格の算出は、当該貨物を国内において対価を支払って取得したときはその額に、対価を支払っていないときは当該貨物の時価に、輸入された貨物のときは輸入許可された価額に、それぞれ船積みまでに要した経費を加えた額により行う。

(5) 一部無為替輸出の場合は、「価額」欄に当該無為替輸出に係る商品の価額を記載する。

1-5-6 「数量及び総額の増加の記入」の欄

- (1) 数量及び総額の増加が予想される場合は、その増加率を記入し、その必要のない場合は、×印を記入する。
- (2) 数量の増加の計算は、輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書に記載されている数量の未通関のものを基準として行い、増加率は、2以上の貨物が当該申請書の商品名欄に併記されている場合は、各貨物にその増加率が適用される。

(注) この欄は、単価の変更には適用されない。

2 委託加工貿易契約による輸出承認申請書

2-0 通 則

- (1) 輸出承認申請書作成は、契約全体について行う。
- (2) 輸出承認申請書の記載事項が多い場合は、当該欄に別紙に記載している旨を記入し、当該事項を記入した別紙を輸出承認申請書にのり付けする。

2-1 「申請者記名押印又は署名」の欄

申請者は委託者とし、1-1に準じて記載する。

2-2 「契約の相手方」の欄

受託者を記載する。なお、受託者と荷受人が異なる場合には、同欄に委託者及び荷受人を併記する。

2-3 「輸出」の欄及び「輸入」の欄

2-3-1 「仕向地」の欄

1-4-1に準じて記載する。

2-3-2 「商品名」の欄

1-5-1に準じて記載する。

2-3-3 「価額」の欄

当該契約の建値を記載する。

2-3-4 「時期」の欄

輸出の船積の最終年月及び輸入通関の最終年月を記載する。

2-3-5 「数量及び総額の増加の記入」の欄

1-5-6に準じて記載する。

2-4 「加工」の欄

2-4-1 「加工内容」の欄

輸出規則第3条に規定する加工の区分に従い、該当するものを記入する。

2-4-2 「加工賃単価」及び「総額」の欄

(1) 「加工賃単価」の欄

契約上特に定められている場合を除き、記載することを要しない。

(2) 「総額」の欄

輸出貨物代金と輸入貨物代金の差額を記載する。

2-4-3 「加工賃として引き渡す商品内容明細」の欄

加工賃の一部若しくは全部の支払いに代えて当該原材料(副資材を含む。以下同じ。)と同種の原材料若しくは当該加工製品を引き渡すときは、その内容を2-3 に準じて記載する。

2-5 「備考」の欄

その他当該契約に係る参考事項を記載する。

3 申請理由書

申請理由書には、輸出することとなった貨物の申請理由及び必要に応じ以下の内容について記載することとする。

3-1 輸出令第2条第1項第2号に係る申請の場合

この場合にあつては、申請理由書に委託加工貿易を行うこととなった理由及び輸入される貨物の数量・価額・品質等が妥当であり、国内市場に悪影響を及ぼさないことの説明を記述すること。

3-2 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物及び同令別表第3の2に掲げる貨物に係る申請の場合

この場合にあつては、申請理由書に当該貨物の具体的内容及び輸出することとなった経緯を記述すること。ただし、「輸出貿易管理令の運用について」1-1(輸出の許可)の(2)の(ハ)の(a)で輸出許可申請内容明細書を提出することとなっている場合は、この限りではない。

3-3 上記3-1及び3-2以外の申請の場合であつて、輸出許可申請書、輸出承認申請書又は輸出許可・承認申請書の記載事項のみでは申請の内容等が必ずしも明らかでないと思われるとき。

4 輸出許可申請内容明細書

4-0 基本的注意事項

(1) *印の欄は記入しないこと。

(2) 用紙の大きさは、A列4番のこと。

(3) 「輸出貿易管理令の運用について」 1-1 (輸出の許可) の (2) の (ハ) の (a) (注) に掲げる貨物に限り、作成すること。

(4) 別1とは、輸出貿易管理令別表第1の項の番号及び中欄の括弧の番号のこと。

4-1 「申請者」の欄

1-1 に準じて記載する。

4-2 「担当者」の欄

当該輸出許可申請又は輸出許可・承認申請を担当している者の所属部署名、氏名及び電話番号を正確に記載する。

4-3 「チェックリスト受理番号」の欄

輸出しようとする者が安全保障貿易検査官室に提出した輸出管理社内規程に対応する企業概要・自己管理チェックリスト受理票の交付を受けている場合には、その最新の受理番号を記載する。

4-4-0 「輸出しようとしている貨物名等 (附属品を除く。)」の欄

4-4-1 「貨物名」の欄

(1) 輸出許可申請書又は輸出許可・承認申請書の商品名、型及び等級欄に記入したものを記載する。

なお、商標名がある場合はそれも記載する。

輸出貨物が附属品又は部分品のみ (以前に本体を輸出しているか否かを問わない。) の場合にあつては、「(附属品等を除く。)」に係わらず当該附属品又は部分品を本欄に記載する。また、当該貨物の技術的性能が不明の場合は、輸出令別表第1の中欄における貨物の規定内容と、当該貨物の技術的性能との比較対照表、当該貨物のカタログ等の提出を求めることがあるので、できるだけ申請時に用意すること。

(2) 「別1項番、省令番号」の欄

当該貨物が該当する輸出令別表第1の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに貨物等省令の条項号等番号を貨物ごとに記載すること。

ただし、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出にあつては、16の項の番号のあとに関稅定率法別表の類の番号 (2桁) を括弧書きにて記載すること。

(例) 16 (第72類)

(3) 「メーカー名」の欄

当該貨物のメーカー名を記載する。

4-4-2 「輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合」の欄

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令第4条第1項第3号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第3号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたときは、該当する口欄にレ印を記入のこと。輸出令第4条第1項第3号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当せず、かつ、輸出令第4条第1項第3号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けていなければ輸出許可申請不要。

4-5 「貨物の輸送ルート」の欄

経由地（積替地又は寄港地）のすべての都市を記載する。

貨物が複数にわたる場合であって、これらの輸送路が異なる時は、同一経路で輸送される貨物ごとにそれぞれ輸送経路を記載する。なお、輸送手段（航空機、鉄道、船等）について判明している場合は、これも記載することとし、便名等明らかな場合は、それを併記する。最終仕向地及び通関地の欄は、当該貨物が最終的に陸揚される仕向地の名称及び通関される都市の名称の双方を必ず記載する。

4-6 「輸入者（買主・荷受人）の名称、所在地及び概略」の欄

輸入者の概略については、事業内容、従業員数の他、輸入者の組織（例えば、政府資本率、外国資本率）、規模（例えば、資本金、年間売上額、年間生産高）等について簡潔に記載する。

なお、買主と荷受人が異なる場合には、併記する。

4-7 「需要者の名称、所在地及び概略並びに1. で記載した貨物の設置（使用）予定工場等の名称及び所在地」の欄

需要者の概略については、事業内容、従業員数の他、需要者の組織（例えば、政府資本比率、外国資本比率）、規模（例えば、資本金、年間売上額、年間生産高）等について簡潔に記載する。

なお、申請時に需要者を特定できない場合は、本欄に必ずその理由を明記すること。

（例：輸入者が販売代理店であり、販売先が未定のため）

4-8 「需要の概要」の欄

貨物ごとに具体的に記載する。〔例：貨物の使用目的及び使用方法、その他需要に関する重要事項（例えば、取引に至った経緯、積み戻しがある場合はその旨の説明等）〕

なお、申請時に需要者を特定できない場合は、本欄に必ずその理由を明記する。

（例：輸入者が販売代理店であり、販売先が未定のため）

また、その場合であっても、迂回輸出防止等の観点から需要者に係る問題がないか確認する必要があるので、できるだけ申請時にその旨を確認できる資料を添付する。

4-9 その他の注意事項

- (1) 記載事項が多く輸出許可申請内容明細書の欄に記入しきれない場合又はその他記載すること（例えば：輸出令第8条第2項に規定する異なる有効期限を必要とする理由、無為替輸出の場合の経緯、積み戻しの有無の説明等）がある場合には、別紙にその事由を記載し、当該輸出許可申請内容明細書の一部としてのり付けをすること。
- (2) 「輸出許可申請内容明細書」は、「輸出許可申請書」又は「輸出許可・承認申請書」とは分離して提出する。（のり付けをしないこと）

[記載例]

輸出許可申請内容明細書

申請日 ○○年 ○○月 ○○日

*輸出許可又は承認証番号

申請者 (記名押印又は署名)

(住所) ○○○○○○○○

担当者 (所属部署名)

(氏名) ○○○○○○

(電話番号) ○○ (○○○○) ○○○○

内線 ○○○

輸出許可申請の内容について、補足説明を致します。

チェックリスト
受理番号

××××××

1 輸出しようとしている貨物名等 (附属品等を除く。)

貨物名	別1項番	省令番号	メーカー名
①○○○○○ (Model:ABC-123)	2-12	1条14号ロ (一)	○○機械株

2 輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合

- 輸出貿易管理令第4条第1項第三号イ又は第四号イの規定に該当
「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」の次の規定に該当
(第一号、 第二号、 第三号)
- 輸出貿易管理令第4条第1項第三号ロ又は第四号ロの規定に該当
- 輸出貿易管理令第4条第1項第三号ハ又は第四号ハの規定に該当
- 輸出貿易管理令第4条第1項第三号ニ又は第四号ニの規定に該当

3 貨物の輸送ルート (経由地 (積替地又は寄港地) を全て記載。)

(積出港) (経由地) (最終仕向地及び通関地)
成田 HONG KONG Jakarta/Indonesia

4 輸入者の名称、所在地及び概略 (事業内容、従業員数等。以下同じ。)

買主 (名称) ○○○○ INDUSTRIAL TRADING CORP.
(所在地) ○○○○ HONG KONG

(概 略)
事業内容 一般工作機械輸入、販売業務
従業員数 40人
組織 香港資本100% 資本金1,000万円
年間売上高 20,000万円
主な販売先 △△△△CO.,Ltd
荷受人(名 称) ○○○○TRADING CORP.
(所在地) ○○○○○○○○○○○○○○HONG KONG
(概 略)
事業内容 通関業者、輸入代行業務
従業員数 10人
組織 香港資本100% 資本金500万円
主な販売先 ー

5 需要者の名称、所在地及び概略並びに 1 で記載した貨物の設置(使用) 予定工場等の名称及び所在地
(名 称) ○○○○MANUFACTURING CO.,LTD
(所在地) ○○○○○○○○○○○○○○, JAKARTA, INDONESIA
(概 略)
事業内容 金属加工、金型製造
(日本国○○社から技術導入)
従業員数 150人
組織 インドネシア資本51%、日本資本49%
資本金 US\$500,000
年間売上高 US\$20,000,000
主な販売先 ××××CO.,Ltd
(設置予定工場の名称) 本社工場
(設置予定工場の所在地) ○○○○○○○○○○○○○○, JAKARTA, INDONESIA

6 需要の概要(1 で記載した貨物の使用目的及び使用方法等)
使用目的 携帯電話の金型加工
使用方法等 工作機械による切削加工
その他
(取引に至った経緯)
当社の駐在員が客先を訪問、幾度かの交渉の末、成約に至った。
(積戻しの有無の説明など)
積み戻しはしない。

輸出関係書類の訂正又は変更

1 輸出関係書類の訂正又は変更

輸出許可証及び輸出承認証（以下これらの書類を「輸出関係書類」と総称する。）の内容訂正又は変更の必要が生じたときは、以下に定めるところにより訂正又は変更を行う。

2 税関の輸出許可前における輸出許可証又は輸出承認証の訂正又は変更

2-1 申請先

輸出許可証又は輸出承認証の訂正又は変更の申請の受け付け、許可及び承認は、次の区分により行う。

- (1) 当該輸出許可証又は輸出承認証に係る許可又は承認を行った機関が本別表2-2に掲げる書類の提出を求めて行う。ただし、訂正又は変更を必要とする事項が当該許可又は承認を行った機関において処理することができない事項に係る場合は、別表第1及び別表第2に定める輸出許可事務及び輸出承認事務の取扱区分に従い経済産業省（輸出貿易管理令第11条第二号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について（昭和62年11月10日付け62貿第4313号輸出注意事項62第21号）に定める範囲の事項については、税関長）において行う。
- (2) 船積期限の切迫等の特別な事情がある場合には、輸出許可証又は輸出承認証については、軽易な事項に限り、当該許可又は承認を行った本省又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局（又は税関）に連絡し、他の経済産業局又は沖縄総合事務局（又は他の税関）において、それぞれ訂正又は変更を行うことができる。

2-2 提出書類

- (1) 別紙様式による輸出内容等訂正（変更）願 2通
輸出許可証又は輸出承認証の原本及びその写し 1通
訂正又は変更を要することを証する書類 1通
- (2) 輸出許可証を取得した後に承認事項に該当することになった場合又は輸出承認証を取得した後に輸出許可事項に該当することとなった場合等の訂正又は変更の申請についての取扱いは次による。
 - (イ) 輸出許可証を取得した後に輸出の承認の申請が必要となる場合
 - (例) 外為法第48条第1項に基づき取得した輸出許可証の「商品名」欄に記載されている「貨物」が、別表第2に該当することとなり、輸出令第2条第1項第一号に基づき輸出承認証の取得が必要とされる場合
 - (a) 「原許可・原承認内容」欄
この輸出許可申請は、外国為替及び外国貿易法第48条第1項の規定により許可する。
 - (b) 「訂正（変更）の内容」欄

○この輸出許可申請は、外国為替及び外国貿易法第48条第1項の規定により許可する。

○この輸出承認申請は、輸出貿易管理令第2条第1項第一号の規定により承認する。

(ロ) 輸出承認証を取得した後に、輸出の許可の申請が必要となる場合

(例) 輸出令第2条第1項第一号に基づき輸出承認証を取得した後、当該貨物が別表第1に該当することとなり、外為法第48条第1項の輸出の許可が必要とされる場合

(a) 「原許可・原承認の内容」欄

この輸出承認申請は、輸出貿易管理令第2条第1項第一号の規定により承認する。

(b) 「訂正(変更)の内容」欄

○この輸出承認申請は、輸出貿易管理令第2条第1項第一号の規定により承認する。

○この輸出の許可申請は、外為法第48条第1項の規定により許可する。

(ハ) 上記(イ)又は(ロ)に該当する場合のほか、輸出許可証又は輸出承認証の訂正又は変更の必要が生じた場合には、上記に準じて行うものとする。

2-3 申請の処理

輸出許可証又は輸出承認証の訂正又は変更の申請を受け付けた機関は、提出された書類の内容が正確であることを確認した上、輸出の許可又は承認の事務に準じて、処理するものとする。

2-4 税関における輸出許可証又は輸出承認証の訂正又は変更

税関は、上記の規定にかかわらず、次の事項について、当該輸出許可証又は輸出承認証に直接訂正又は変更を行うことができる。

- (1) ミスタイプ、誤記(計算上の簡単な誤記を含む。)又は記載もれの訂正
- (2) 輸出貨物代金の端数調整のための訂正
- (3) 運賃、保険料の変更に伴う訂正

3 税関の輸出許可後における輸出関係書類の訂正又は変更

3-1 輸出関係書類の税関の輸出許可後における訂正又は変更

輸出関係書類の税関の輸出許可後における訂正又は変更は、本別表3-2によるものを除き、認めないものとする。

ただし、外為法第67条第1項の規定により輸出の許可又は承認に付された条件の変更は、当該輸出の許可又は承認に付された条件が輸出又は輸入の履行期間に係るものである場合であって、当該履行期限を経過したときを除き、認めることがある。

3-2 税関の輸出許可後における委託加工貿易契約に係る輸出承認証の訂正又は変更

- (1) 税関の輸出許可後における委託加工貿易契約に係る輸出承認証の訂正又は変更の

必要が生じたときは、経済産業大臣の承認を受けて訂正又は変更することができる。

(2) (1) の経済産業大臣の承認は、本別表 2-1 に定める機関が次に掲げる書類の提出を求めて行うものとする。

別紙様式による輸出内容等訂正（変更）願	2 通
輸出承認証 原本及びその写し	1 通
訂正又は変更を必要とすることを証する書類	1 通

別紙様式

輸出内容等訂正(変更)願

経済産業大臣
税関長 殿

原許可又は承認番号 _____

申請者

記名押印

又は署名 _____

申請年月日 _____

住所 _____

電話番号 _____

次の

輸出許可証
輸出承認証

)訂正又は変更を申請します。

原許可、原承認の内容	訂正(変更)の内容

理由 _____

※ 許可・承認又は不許可・不承認

この申請は

許可する。
許可しない。
承認する。
承認しない

経済産業大臣又は税関長の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。

(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

輸出許可証及び輸出承認証の分割

1 輸出許可証及び輸出承認証の分割の申請の受け付け

- (1) 輸出許可証及び日米物品役務相互提供協定に係る包括輸出許可・承認証（以下「輸出許可証」という。）の分割の申請の受け付けは、当該輸出の許可を行った安全保障貿易審査課又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が分割用の輸出（許可・承認）申請書（以下「分割用申請書」という。）2通、輸出許可証（以下「原許可証等」という。）及び理由書1通の提出を求めて行うものとする。
- (2) 輸出承認証及び輸出許可・承認証（日米物品役務相互提供協定に係る包括輸出許可・承認証を除く。以下「輸出承認証」という。）の分割の申請の受け付けは、当該輸出の承認を行った貿易審査課若しくは農水産室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が分割用申請書2通、輸出承認証（以下「原承認証等」という。）及び理由書1通の提出を求めて行うものとする。

2 分割の方法

分割用申請書を受けた安全保障貿易審査課、貿易審査課若しくは農水産室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、提出された書類の内容が、正確であることを確認した上、輸出の許可又は承認の事務に準じて処理するものとする。この場合、分割用申請書に原許可証等又は原承認証等に係る許可又は承認の番号及び日付と同一の番号及び日付を記入し、空白に分割用輸出許可証、分割用輸出承認証又は分割用輸出許可・承認証（以下「分割用輸出許可・承認証等」という。）である旨を明記し、(1)の条件を付けるとともに、原許可証等又は原承認証等に(2)の条件を付けて分割用申請書1通を分割用輸出許可・承認証等として原許可証等又は原承認証等とともに輸出者に交付する。

(1) 分割用輸出許可・承認証等の条件欄

「この（分割用輸出許可証、分割用輸出承認証、分割用輸出許可・承認証）は、を輸出する場合に使用しなければならない。」

(2) 原許可証等又は原承認証等の条件欄

「この（輸出許可証、輸出承認証）のうちは、別途（分割用輸出許可証、分割用輸出承認証、分割用輸出許可・承認証）により輸出しなければならない。」

(注) 上記(1)及び(2)の空白には、分割用輸出許可・承認証等により輸出する商品名、数量及び金額を記入する。

輸出許可証、輸出承認証及び輸出許可・承認証の再発行

1 輸出許可証及び輸出承認証の再発行の申請の受付け

- (1) 輸出許可証を紛失した場合の再発行の申請の受付けは、当該輸出の許可を行った安全保障貿易審査課又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が、再発行用の輸出許可申請書2通、紛失した輸出許可証の写し2通及び理由書1通の提出を求めて行うものとする。
- (2) 輸出承認証及び輸出許可・承認証を紛失した場合の再発行の申請の受付けは、当該輸出の承認を行った貿易審査課若しくは農水産室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が、再発行用の輸出承認申請書又は輸出許可・承認申請書2通、紛失した輸出承認証又は輸出許可・承認証の写し2通及び理由書1通の提出を求めて行うものとする。

2 失効公告

- (1) 再発行の申請を受け付けた本省貿易経済協力局貿易管理部農水産室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、失効公告依頼書（別紙様式1）及び紛失した輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証の写し1通を、輸出許可証にあつては安全保障貿易審査課、輸出承認証及び輸出許可・承認証にあつては貿易審査課に提出し、失効公告を依頼するものとする。
- (2) 安全保障貿易審査課又は本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課は上記1の申請の受付け又は（1）の依頼を受け付けたときは、経済産業公報及び通商弘報を通じ、別紙様式2により失効公告を行うものとする。

3 再発行

安全保障貿易審査課、貿易審査課若しくは農水産室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、経済産業公報及び通商弘報に失効公告が行われたこと及び提出された再発行用の輸出許可申請書、輸出承認申請書又は輸出許可・承認申請書（以下「再発行用申請書」という。）の内容が正確であることを確認した上、輸出の許可及び承認事務に準じて処理するものとする。

この場合、再発行用申請書の許可番号、原許可番号又は承認番号、原承認番号の末尾に「R」の記号を付し、その申請書の右上空白に再発行である旨を明記して、1通を輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証として申請者に交付する。

別紙様式 1

年 月 日

貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易審査課長又は
貿易審査課長 あて

局 課(所)長

〔輸出許可証
輸出承認証〕の失効公告依頼について

上記の件について、下記内容の〔輸出許可証
輸出承認証〕を

紛失した旨届出があり、再発行の申請があったので失効公告について掲載方お願い
します。

記

1. 〔許可番号
許可年月日
承認番号
承認年月日〕

2. 申請者名

3. 仕向地

4. 商品名

別紙様式 2

年 月 日

貿易経済協力局貿易管理部

〔輸出許可証
輸出承認証〕の無効通知について

下記内容の〔輸出許可証
輸出承認証〕は無効とし、再発行する

こととしたのでお知らせします。

記

1. (許可番号
許可年月日
承認番号
承認年月日)

2. 申請者名

3. 仕向地

4. 商品名

別表第7

輸出確認書(キンバリー・プロセス証明書)の再発行

1 輸出確認書の再発行の申請の受け付け

輸出確認書を紛失した場合の再発行の申請受け付けは、貿易審査課が、輸出承認証1通、再発行用の輸出確認書2通、理由書1通及びその事実を証する書類1通の提出を求めて行うものとする。

2 再発行

貿易審査課は、再発行用の輸出確認書の内容が正確であることを確認のうえ、当該確認書のCertification Number欄の末尾に「R」の記号を付した原証明書番号を記入し、右上余白に「Reissue」と明記し、そのうち1通を申請者に交付するものとする。